



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ペー・エヌ・ミリュコフと「国家学派」
Author(s)	鳥山, 成人; Toriyama, Shigeto
Description	Taking the focus upon P.Miliukov's Outlines of Russian Cultural History, Part I, the present author tries to make clear how Miliukov inherited, modified and developed the basic points of view of the Juridical School (Solov'ev, Kavelin, Chicherin). The author's main effort is to show the following two points : (1) Against the old-fashioned philosophical and juridical concepts of the Juridical School, Miliukov adopted the sociological interpretation of history. (2) Among the scholars of the Juridical School, Miliukov inherited from Chicherin most, who had attached much importance to the role of the conquest in the formation of the Kievan Russia and to that of the Tartar for the formation of the tsarism, while Solov'ev and others had emphasized the organic development of the Russian history.
Citation	スラヴ研究, 12, 1-57
Issue Date	1968
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/4989
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000112896.pdf



ペー・エヌ・ミリュコフと「国家学派」

鳥 山 成 人

序

1. 国家学派とミリュコフの「ロシア文化史概説」
2. ミリュコフの国家学派批判と改革後のロシア史学
3. ミリュコフのピョートル改革論
4. ミリュコフの〈社会学的歴史解釈〉
5. 植民の歴史としてのロシア史
6. ロシア経済の〈初步性〉と〈人工性〉
7. 〈外来の政治権力〉とロシア国家の成立
8. ロシア国家の軍事的性格
9. 〈諸身分の緊縛と解放〉
10. ロシアの貴族と〈門地制〉
11. ロシアの都市と民会の問題
12. 農村共同体と農奴制
13. 結びに代えて

序

私がかねて、ロシア史の本格的な研究には、19世紀中葉にロシアの歴史学界を支配したいわゆる国家学派（государственная школа）のロシア史観・ロシア史像の再検討から始められなければならない、という側面がある、との考えをもち、井上・林編「西洋史研究入門」でも、そのような趣旨のことを述べた¹⁾が、この考えを、国家学派のロシア史観の後代への伝達に特に大きな役割を果たしたと考えられるパーヴェル・ニコラエヴィチ・ミリュコフ（Павел Николаевич Миллюков, 1859-1943）、とりわけその「ロシア文化史概説²⁾」のロシア史観の検討という形で、いささか布衍すること、これが本稿における筆者の目的である。

(1)

ソ連の歴史学界では、第二次大戦後史学史研究の必要が強調されるようになり、大学に

1) 井上幸治・林健太郎編「西洋史研究入門」（新版、1966）、176-8ページ

2) П. Н. Миллюков, Очерки по истории русской культуры, 3 ч., 1892-95. 本編で使用するのは、第1部が第5版（1904）、第2部が第4版（1905）、第3部（2分冊）が第2版（1903-4）である。

おける歴史教育でも史学史の講義が充実され、そのための教科書³⁾も含めて、ソ連邦史学史の概説が相次いで出版されてきたが⁴⁾、このような史学史に対する関心の一般的向上のなかで、革命前のいわゆるブルジョア史学の評価に関して、国家学派以来の〈国家理論〉(государственная теория)なるものがとりわけ注目されるようになった。国家学派というのは、かつては法学派(юридическая школа)とよばれたもので、欧米のロシア史研究者の間では現在でもこの名称が使われている⁵⁾が、19世紀中葉にこの学派の創始者たる1人の歴史家(ソロヴィヨフ⁶⁾)と2人の法律史家(カヴェーリンとチチェーリン⁷⁾)によって形成された独特のロシア史観、これがいわゆる国家理論の最初の形態であった。

ソロヴィヨフ、カヴェーリン、チチェーリンのロシア史観はいくつかの重要な点で相違っていて厳密には一致しておらず、これを一括して特徴づけることはむずかしい⁸⁾。ソヴェト史学自身が国家学派とそれに属する個々の歴史家の評価において今なお意見の一致をみていないのも、一つにはこの点にかかわりがあるように思われる。ソ連の学者で最初に国家学派をまとめて扱ったのは、第二次大戦中に出たその著書「ロシア史学史」の第18章を国家学派の叙述にあてたルビンシュテインで⁹⁾、彼は戦後のアカデミー版の史学史概説の第1巻でも第8章(「農奴解放前夜のロシアにおける歴史的知識の発展」)の第4節「ロシア史学におけるいわゆる国家的傾向¹⁰⁾」を執筆した。ところが、やがて、国家学派に関するルビンシュテインの理解には、ソロヴィヨフの位置づけなどの点で誤りがあった、ということになり、これに代る国家学派の正しい理解を示すものとして、1959年イレリツキーが「ロシア史学における国家学派について」なる論文¹¹⁾を公表した。そして、この論文に多少手を加えたものが、アカデミー版史学史概説の第2巻にその第2章(「19世紀後半の地主・ブルジョア的ロシア史学」)第2節「国家学派¹²⁾」として収められた。この結果、アカデミー版史学史概説は、国家学派なる同一対象について2人の学者が別々の箇所違った見解を述べているという、いかにも不体裁なことになったのであるが、それはともか

-
- 3) Л. В. Черепнин, Русская историография до XIX века. Курс лекций, Москва, 1957 ; В. И. Астахов, Курс лекций по русской историографии (до конца XIX в.), Харьков, 1965 など。
- 4) 特に重要なのは、アカデミー歴史研究所編の Очерки истории исторической науки в СССР, 4 т., 1955-1966 と, Историография истории СССР с древнейших времен до великой октябрьской социалистической революции, под ред В. Е. Иллерицкого и И. А. Кудрявцева, Москва, 1961.
- 5) 例えば, A. G. Mazour, Modern Russian Historiography, 1958, p. 107.
- 6) С. М. Соловьев (1820-79).
- 7) К. Д. Кавелин (1818-85), Б. Н. Чичерин (1828-1904).
- 8) 国家学派を全体として包括的に扱った研究書としては, K.-D. Grothusen, Die historische Rechtsschule Russlands. Ein Beitrag zur russischen Geistesgeschichte in der zweiten Hälfte des 19 Jahrhunderts, Giessen, 1962 が現在までのところ, 唯一のものである。
- 9) Н. Л. Рубинштейн, Русская историография, Москва, 1941, стр. 289-321.
- 10) Очерки истории исторической науки в СССР, т. I, 1955, стр. 338-347.
- 11) В. Е. Иллерицкий, О государственной школе в русской историографии,—«Вопросы истории», 1959, № 5.
- 12) Очерки истории исторической науки в СССР, т. II, 1960, стр. 103-128.

く、こうしたことは、ソヴェト史学の国家学派に対する見方が現在なお動揺していることを物語るもののように思われる。しかし、以下に引用するシャピーロによる国家学派のロシア史観（国家学派段階におけるロシア史に関する国家理論¹³⁾）の一般的な特徴づけは、恐らく、ルビンシュテインの側にも、イレリツキーの側にも受け入れられるものであり、また本稿の以下の叙述の前提としても、差当りはこの程度の特徴づけで十分である。この特徴づけの不十分乃至不正確な点は、以下の行論の間にある程度補われるはずである¹⁴⁾。

「1. 民族的諸関係から国家的諸関係へというロシア民族の歴史的発展の有機性と法則性を認めたこと。

2. 社会発展の純粹に觀念論的、形式法学的な理解。一般的な民族的占有原理と氏族法から私的占有原理と莊園法への移行は、生産力の発達と何ら結びつけられなかった。全く同じことが私法的諸関係から公法的諸関係への、国家への、移行についてもいえる。国家は私的利益を和解させて全国的な利益に従属させる超階級的な機関とみなされた。

3. ロシアの歴史過程の基本的な特徴は、人民の不活発と国家の万能である、ということの承認。人民の不活発も国家の万能も、地理的環境の特徴から導き出された。即ち、果てしないロシアの平原で人民は〈総体的浮動〉の状態、絶えざる植民の状態にあり、影響力をもつ社会勢力に自らを組織することができなかった。この果てしない平原によって遊牧民は容易にルーンを襲った。防衛のためには、全人民を自らに従属させるような強力な国家が必要であった。

このことから、順序としては最後の、しかしその意義では決して最後のものではない国家理論の一つの特徴が出て来た。即ち、

4. 国家は防衛のために16-17世紀にすべての身分を緊縛し、遊牧民からの防衛の課題が消滅した18世紀に諸身分を緊縛から解き始めたということの承認¹⁵⁾。」

以上の引用はシャピーロの「帝國主義時代のロシア史学」からのものであるが、シャピーロはこの著書でこの引用部分にすぐ続いてミリュコフを扱い¹⁶⁾、そのなかで特に、ミリュコフは国家学派の基本的な主張を継承しつつ、その国家理論に新たな理論的基礎づけを与えようと試みた、と論じている。シャピーロのこの著書では、19世紀末・20世紀初頭のロシア史学における国家理論のあり方ということに一つの焦点がおかれているが、国家学派以来の国家理論がこの時期に新たな理論的基礎づけを与えられ、しかもその際ミリュコフの役割が大きいものであった、というシャピーロの認識に筆者は賛成である。

13) 私は、ロシア史に関する国家理論について、1. 哲学的・法学的国家理論（国家学派の国家理論）、2. 社会学的国家理論（ミリュコフに代表されるもの）、3. 政治学的国家理論（現代の「近代化論」の国家理論的前提）、それに仮設的にはあるが、4. 一国社会主義論的国家理論（スターリン段階のソヴェト史学の国家理論的側面）を区別できると考えている（3, 4については、本文7-8ページを参照）。なお、M. Weber のロシア国家理解も国家理論的前提に立つものであり（世良訳「支配の社会学」I, pp. 188f, 267ff, 281ff）、これをうけて P. B. Struve (Medieval Agrarian Society in its Prime — 6. Russia, «Cambridge Economic History of Europe», I, 1941) や M. Szeftel (Aspects of Feudalism in Russian History, «Feudalism in History», 1956) は、イヴァン4世からピョートル1世までのロシア国家をライトルギー国家として特徴づけた。

14) 国家学派そのものを論ずることは、本稿の課題ではなく、別の機会を待たなければならない。

15) A. Л. Шапиро, Русская историография в период империализма, Ленинград, 1962, стр. 20. なお、引用中の〈総体的浮動〉(всеобщее брожение) はチチャーリンの言葉である。

16) Шапиро, Русская историография……, стр. 20-32.

また国家学派のロシア史観の基本的要素がミリュコフによって継承されたとすることにも異論はない。しかし、もともと講義案として書かれたこの概説では、ミリュコフと国家学派の関係はなお十分には論ぜられていない。ミリュコフによる国家理論の新たな基礎づけについていえば、ミリュコフは、国家学派＝法学派を対象とした最初の史学史的な研究「ロシア史学における法学派（ソロヴィヨフ、カヴェーリン、チチェーリン、セルゲエヴィチ¹⁷⁾）」の執筆者で¹⁸⁾、しかもこの論文で彼は、後述するように、国家学派の哲学的・法学的なロシア史発展のシェーマをかなりきびしく批判しているのであるが、この事実と、ミリュコフによる国家理論の新たな基礎づけの試みとの関連にシャピーロはふれていない。また、ミリュコフによる国家学派の基本的諸テーゼの継承についていえば、シャピーロの著書では、史学史上のミリュコフの役割を考える場合特に重要と思われる一つの点、即ちミリュコフが国家学派のなかでもとりわけチチェーリンのロシア史観を継承している、という事実のもつ意味がほとんど明らかにされていない。しかし、後にみるように、この事実は、国家学派に始まる国家理論が、ミリュコフ以降は、とりわけ彼によってまとめられた形で影響力をもちつづけることになる、と考えられる点で、特に重要な意味をもっているのである。

ミリュコフは、国家学派以来の国家理論の新たな理論的基礎づけを試み、そのことによって国家理論の延命に大きな役割を果たしたが、ミリュコフのこの役割は、具体的には、その「ロシア文化史概説」の成功という事実との関連で考えられなければならない。ミリュコフのロシア史観はこの「概説」、とくにその第1部に最も体系的に、また最もわかりやすく展開されている¹⁹⁾が、この著書はその出版後、歴史書としては空前の好評を博して忽ち版を重ね²⁰⁾、またすぐドイツ語とフランス語に訳され²¹⁾、国の内外で広く読まれた。これは、国家学派以来の国家理論が、この「概説」を通して、この「概説」で整理さ

17) П. Н. Миллюков, Юридическая школа в русской историографии (Соловьев, Кавелин, Чичерин, Сергеевич), — «Русская мысль», 1886, кн. 6, стр. 80–92.

18) この論文の後、ミリュコフは、 Brockhaus–Efron 版の Энциклопедический словарь, т. 55 所載の «Источники русской истории и русская историография» と、 Miliukov, P., Seignobos, Ch. et Eisenman, L., Histoire de Russie, t. I, Paris, 1932 の “Introduction” (この内容はロシア史学史の概略) で、法律学派＝国家学派を、これを西欧派の歴史学とする立場から、ロシア史学史のなかに位置づけた。なお、史学史関係のミリュコフの主著、 Главные течения русской исторической мысли (1897) では、叙述が19世紀40年代までしか及んでいないので、国家学派は扱われていない。

19) 第1部は、「序論」と「まとめ」の他、「人口」、「経済状態」、「国家構成」、「身分構成」の4章からなっていた。

20) 革命前に第1部は7版、第2部は5版、第3部は第1分冊が3版、第2分冊が2版出た。なお、晩年にミリュコフは、その「回想記」で、「『概説』の成功は、それが正に必要とされていたものであったことを示した。」といい、初版発行後四分之一世紀を経た1918年になお、出版社から新版の発行について交渉のあったことを誇らしげに誌している。(П. Н. Миллюков, Воспоминания (1859–1917), т. I, Нью-Йорк, 1955, стр. 161)。

21) ただし、独訳 (Skizzen russischer Kulturgeschichte, 2 Bde, Leipzig, 1898–1901) は第1部と第2部のみ、仏訳 (Essai sur l'histoire de la civilisation russe, Paris, 1901) は第1部のみの訳であった。

れた形で、内外の知識人のロシア史に関する常識の一部——それも重要な一部になったことを意味している。

ミリュコフの「概説」は、後に著者がその「回想記」で述べているところによると²²⁾、モスクワの「教育学級」(педагогические курсы)からロシア文化史の講義を頼まれたのがもとで書かれたものであるが、この場合、近世史、特に最近世史(現代)を学問の対象とみなさない学界の伝統にかねて不満をもっており、また大学で行われるような時代順の通史にもあきたらないものを感じていたミリュコフは、当時ロシア紹介文献として広く読まれていたウォーレスの「ロシア」とルロア=ポーリエーの「ツァーリの帝国とロシア人²³⁾」、とりわけ後者に大きな感銘をうけ、また講義の構成の面で特にギゾーの「フランス文化史」に学んで、講義全体を部門別に編成し、各部門ごとに過去から現在までの発展を辿る方式をとった²⁴⁾。啓蒙活動にも以前から関心の強かったミリュコフは、これによって、ロシア史の予備知識のない「読者にも現在の過去とのつながりについて学問的に基礎づけられた表象を与え²⁵⁾」ようとしたのであるが、このような考慮から生れたこの「概説」の構成の斬新さと説明の明解さが、この著書の成功の主な原因であったと考えられる。そして、革命前にロシア史の全面的な解釈変えを志して「太古からのロシア」を書いたポクロフスキー²⁶⁾が、すぐこれに続いて、やはり部門別の「ロシア文化史概要²⁷⁾」を著したのも、恐らくはミリュコフの「概説」の影響力を意識してのことであった、と考えられる²⁸⁾。

なお、国家学派に始まる国家理論の後代への影響・伝達という点では、クリュチェフスキーの有名な「ロシア史講義²⁹⁾」の役割も重要である。国家学派が、法律や制度を重視してロシア史における権力・國家の役割を面的に強調する結果になったのに対して、クリュチェフスキーが法律や制度の背後の経済や社会の動きにも注意を払い、それによって自ら多くの貴重な業績をあげると共に、〈クリュチェフスキー学派〉ともいべきロシ

22) Милуков, Воспоминания, т. I, стр. 159-61.

23) D. M. Wallace, Russia, 2 vols, 1877.

A. Leroy-Beaulieu, L'Empire des tsars et les russes, 3 т., Paris, 1881-89.

24) この方式が一番徹底されたのは第1部で、4つの章(注19をみよ)はそれぞれさらに若干の節——例えば、「身分制度」の章は貴族、都市民、農民を扱う3つの節——に分けられ、それぞれの節でその主題について過去から現在までの歴史が辿られた。「教会と学校」を扱った第2部と「民族主義と世論」を論じた第3部でも、原則的にはやはり部門別の方式がとられた(例えば、第2部は、「教会と信仰」、「教会と創作」、「学校と教育」の3章に分けられた)。

25) Милуков, Воспоминания, т. I, стр. 161.

26) М. Н. Покровский, Русская история с древнейших времен, 5 т., 1910-12.

27) М. Н. Покровский, Очерк истории русской культуры, 2 ч., 1914-17.

28) ポクロフスキーの「文化史」は、第1部が「経済制度」と「国家制度」、第2部が「宗教的表象の進化」と「政治的イデオロギー」からなり、この構成からも、ミリュコフの「文化史」に対するポクロフスキーの対抗意識がうかがわれるように思う。即ち、ポクロフスキーの第1部はミリュコフの第1部、ポクロフスキーの第2部はミリュコフの第2・第3部に対応していた。

29) В. О. Ключевский, Курс русской истории, т. 1-4, Москва, 1904-1910, т. 5, Петроград, 1921.

ア史研究者の一世代を養成したことは、よく知られている³⁰⁾。しかし、クリュチェフスキーのロシア史研究は、農民史をはじめとする社会経済史研究に新生面をひらいて国家学派のロシア史解釈をかなり修正し、時には部分的にこれを否定しさえしながらも、全面的にこれをくつがえすものではなく、全体としてむしろこれを補強する役割を果たした³¹⁾。この傾向が特に強いのは、クリュチェフスキー晩年の「ロシア史講義」であって、分析の才と共に総合の能力、それにすぐれた文章家としての素質にもめぐまれていたクリュチェフスキーが、国家学派のロシア史観をいわば経に、その後の新しい研究成果を緯として、この著書でくりひろげたロシア史の全体像は、独特の魅力と説得力をもって読む者をひきつけた。従って、この「講義」を通じて、この「講義」で修正・補強された形での国家理論的ロシア史像が、後代の研究者に永く影響力をもつことになった。

しかし、クリュチェフスキーの「講義」は周知の如く元来モスクワ大学での講義案であり、クリュチェフスキー自身が容易に出版に同意しなかったこともあって、はじめは学生たちの作った謄写版の形でごく一部が流布し、著者が手を入れてこの「講義」が正式に上梓されたのは、弟子のミリュコーフの「文化史概説」より10年以上おくれ、外国語への翻訳もおくれて出版された³²⁾。またこの「講義」は、啓蒙的な狙いをもったミリュコーフの「概説」より内容的に程度が高かった上、形式的にも正統的な通史であって、より多く史実そのものに則しており、そこで展開されている論理はミリュコーフの「概説」におけるほど理解しやすいものではなかった。それに何よりも、この「講義」は、ミリュコーフのように、読者に現代ロシアの歴史的由来を理解させようとする目的で、現代史中心に書かれたものではなく、また、ロシア史の特徴を意識的に西欧の歴史との対比できわだたせる狙いをもったものでもなかった。こういうことで、クリュチェフスキーの「講義」は、基本的には国家学派の国家理論的ロシア史観を継承したものでありながら、ミリュコーフの「概説」ほどには、整理され・図式化された形で³³⁾国家理論を同時代と後代の専門家や一般知識人に伝えることにはならなかったと考えられる。

30) ミリュコーフ自身、モスクワ大学におけるクリュチェフスキーの最初の弟子の1人であった。ただし、ミリュコーフは、性格の点で、また歴史観その他の点でも、クリュチェフスキーとあわず、自分がクリュチェフスキーの弟子とみられることに抵抗を感じていたようである。См. Миллюков, Воспоминания, т. I, стр. 136-38.

31) クリュチェフスキーと国家学派の関係に関するこのような評価は、いわゆるブルジョア史学（現在の欧米のロシア史研究を含む）にも、ソヴェト史学にも、ほぼ共通している。Cf. Grothusen, Die historische Rechtsschule Russlands, S. 222-23. この箇所ではグロートフーゼンは次のように結論している。「個々の点におけるあらゆる力点の転移にもかかわらず、クリュチェフスキーは、ロシア史の全体の構想においては、彼の師たちに従い……、従って、クリュチェフスキーはソロヴィヨフの体系をもう一度創った、というプレスニャーコフの言葉——これはソヴェトの研究による評価に極めて近いものであるが——も、全く見当違いのものではなかった。」

32) A History of Russia, 5 vols, 1911-31.
Geschichte Russlands, 4 Bde., 1924-26.

33) ミリュコーフは後に、「私は概して図式主義と構成の均衡に傾いていた」と述懐している。(Миллюков, Воспоминания, т. I, стр. 139):

国家学派以来の国家理論の生命力の強さに問題を感じている本稿の筆者が、ミリュコフを先ずとりあげるのは、このような理由からである。1930年代ミリュコフの生誕70年を記念して「ロシア文化史概説」の増訂版³⁴⁾が国外で出版されたこと、この増訂版の第2部が1942年英訳されたこと³⁵⁾、さらに、晩年の著者によって書き改められた「概説」の第1巻第2部が最近出版されたこと³⁶⁾、これらのことは、直接には、この「概説」の生命力の永さを物語るものであるが、しかし、同時に何よりも、それは、ロシア史に関する国家理論の生命力の強さと、この生命力の強さがミリュコフの「概説」に負う点の少くないことを示している。

現在でも欧米のロシア史関係の文献は、しばしば、意識的乃至無意識的に、ロシア史に関する国家理論を研究の前提としているといえる。特に、最近有力となった「近代化論」の立場からのロシア史解釈は、それがロシアの近代化過程における政府の指導力を強調する点で、ロシア史における権力・国家の役割を重視する国家学派以来の国家理論を受入れやすい側面をもっている、と考えられる。ソヴェト史学の場合にも、例のポクロフスキー時代に、いわゆるイデオロギー批判の形では、国家学派以来の国家理論に対する批判が、ブルジョア史学批判の重要な一部として精力的に行われた³⁷⁾が、マルクス主義的ロシア史解釈としてポクロフスキーの提示した新たなロシア史像は極めてきめの荒いもので、国家学派以来永い間かかって丹念に仕上げられてきたブルジョア史学のロシア史像に全面的にとって代ることはできなかった。しかもその上、やがてポクロフスキー批判があつて(1934)、今度はポクロフスキー史学に対する反動から、国家理論的ロシア史観が、勿論全面的にはなく、またマルクス主義の装いをつけてではあるが、部分的に復活せしめられた³⁸⁾。そしてこういう事情のためソヴェト史学は、第2次大戦後におけるその急速な発展にもかかわらず、また史学史・史学理論研究の面での国家理論批判にもかかわらず、具体的な個別研究や概説的な通史の場合には、勿論自覚的ではないにせよ、国家学派以来のブ

34) П. Н. Милуков, Очерки по истории русской культуры, Юбилейское издание, Париж, т. III, 1930, т. II (2 ч.), 1931, т. I, ч. 1, 1937. この増訂の程度と特徴については, В. Nolde, L'œuvre historique de P. N. Miljukov—〈Revue des études slaves〉, T. XXI, 1944, pp. 161-3.

35) Outlines of Russian Culture, 3 vols, Philadelphia, 1942.

36) П. Н. Милуков, Очерки по истории русской культуры, т. I, ч. 2, Гаага, 1964.

37) 特に重要な文献は, М. Н. Покровский, Откуда взялась внеклассовая теория развития русского самодержавия?—«Вестник соц. академии», № 1, 2, 4 (1922-23)と П. Соловьев, Философия истории Гегеля на службе русского либерализма (Историческая концепция Б. Н. Чичерина); З. Лозинский, Историк великодержавной России: С. М. Соловьев; О. А. Лидак, П. Н. Милуков как историк などの諸論文を含むポクロフスキー編の論集, Русская историческая литература в классовом освещении, 2 т. Москва, 1927-30.

38) この点で象徴的なのは、ポクロフスキー批判ののち、「モンゴールやトルコやその他の東方諸民族の侵略からの防衛という利害が、侵略をおさえるに足る中央集権国家の即刻の形成を要求した。」というスターリンの言葉 (И. В. Сталин, Марксизм и национально-колониальный вопрос, 1937, стр. 73) が、特にモスクワ時代史の研究者にとって、研究上の基本的な指針となったことである。なお、このスターリンの言葉は、他ならぬスターリンもまた、伝統的な国家理論の影響をまぬかれていなかったことを物語っているように思われる。

ルジョア史学のロシア史観に今なお制約されている面が案外多いように思われる³⁹⁾。そして、こういう点からみて、ロシア史に関する国家理論の成立・発展過程の研究は、単なる史学史的研究以上の意味を現在なおもっていると思われ、ミリュコーフを対象とする本稿も、こういう観点から国家理論の歴史を明らかにする試みの一部として書かれるものである。

なお念のためにここで付言すれば、国家理論を中心とする国家学派以来の正統的なロシア・ブルジョア史学のロシア史観が今なお影響力をもっているのは、一つには、それがロシア史の解釈としてそれなりにすぐれたものをもっているからであり、この点を無視することは勿論学問的には意味がない。問題は、研究者が伝統的な国家理論的ロシア史像を無自覚に、また安易に前提とすることの危険性ということである。

(2)

ミリュコーフが1886年に発表した上記の「ロシア史学における法学派」は、法学派＝国家学派のロシア史観のある一面をかなりよくとらえていた。彼は先ず、カラムジンの後のロシア史学に対するドイツ歴史学派とドイツ哲学の影響を簡単にあとずけて、この影響の下に、40年代後半、歴史を以て政治的＝法的諸形態の交替を内容とする一つの有機的発展過程と理解する法学派が成立したとし、次いで法学派のシェーマの出発点になったのは、国家的・私法的諸形態が家父長制的な氏族的諸関係から生れたとする観念、即ち、ロシア社会の発展に関するいわゆる氏族理論 (родовая теория) であったとし⁴⁰⁾、以下ソロヴィヨフ、カヴェーリン、チチェーリン、セルゲエヴィチの順に、このシェーマ・理論がいかくに展開されて行ったか、を論じている。その要旨をのべると――

ソロヴィヨフは、キエフ＝ロシアにおける氏族的諸関係の支配を強調し、東北ロシアではこの氏族的諸関係を解体させるものとして、家族と世襲地の観念が生れたが、これらはなお氏族的諸関係を克服するものではなく、後者はモスクワ時代になって直接国家的諸関係によってとって代られた、と考えた。この氏族から国家への直接的移行というソロヴィヨフのシェーマに対して、カヴェーリンは、氏族と共有制の段階の次に家族と家族的個別所有 (世襲地) の段階を考え、最後に国家の成立と個人の解放を内容とする段階をおいた。これによってロシア社会発展のシェーマは、より明確になったが、同時に「より非現実的」、「より非歴史的」、「より哲学的」になった。この哲学化、抽象化の方向を一段とおしすすめたのは、ソロヴィヨフ、カヴェーリンよりもより徹底したヘーゲリアンであったチチェーリンで、彼はカヴェーリンのシェーマを、家族→市民社会→国家というヘーゲル

39) 上の注に引用したロシア国民国家＝ツァーリズムの形成についてのスターリン的理解 (注13でのべた一國社会主義論的国家理論) も、なお、自覚的には再検討されていないように思われる。但し、この再検討の試みが全く存在しないわけではないことは、ロシア国民国家の成立を、外圧ではなく、ロシア経済発展の当然の帰結として、説明しようとしている Д. П. Маковский, Развитие товарно-денежных отношений в сельском хозяйстве русского государства в XVI веке (Смоленск, 1963) を紹介した R. Hellie, The Foundations of Russian Capitalism, —〈Slavic Review〉, V. XXVI, No. 1 (March 1967) などからもうかがわれる。

40) Милуков, Юридическая школа в русской историографии, стр. 80-83.

の系列により近づけようとした。ロシア史の出発点になったのは、確かに氏族制などの血縁的な関係であったが、諸公の間を律したのは、ソロヴィヨフやカヴェーリンが考えたような諸公一族の間を律した氏族制的な関係では既になく、個人的な利害であり、具体的には諸公相互間の契約であった、とチチェーリンは主張した。そして、両当事者の間に契約が存在する時には国家は存在せず、国家が存在する時には、権力と臣下との間の契約は存在しない、という論理を使って、従ってこの時代は私法の支配した時代、即ち市民社会の時代であった、とした。これは現代国家以外には国家は考えられないという、証明されていない前提に立った「法学的詭弁」であった。最後のセルゲエヴィチにいたって、法学派のシェーマの抽象性、非歴史性は極点に達した。セルゲエヴィチは、先輩たちのシェーマから一切の非法律的要素を除去しようとし、契約という法的形式だけで諸公間の関係を説明して、歴史以前の時代にしか氏族諸関係の存在を認めず、他方、歴史の意義は個人的原理と国家的原理のたたかひにあるとの前提から、歴史を個人意志（契約）の優越した段階とこれが国家意志に従属せしめられる段階とに大きく二分した⁴¹⁾。

ロシアの歴史過程に関する法学派＝国家学派の4人の学者のシェーマをこのように検討した後、ミリュコーフはこれを次のような表にまとめ、結論的に、「これらのシェーマを比較すると、興味深いことが観察できる。シェーマが発展するにつれて、シェーマの統一性が強まり、現実的内容が稀薄になる。」とした⁴²⁾。

1. 氏族的諸関係／国家的諸関係
2. 氏族と共有／家族と個別所有／国家と個人
3. 氏族の遺制／市民社会と個人的原理／国家的原理の支配
4. 個人の支配／国家の支配

ミリュコーフの論文は、国家学派におけるロシア史に関するシェーマの発展を論理的に追跡したものとしては、極めてすぐれていた。このことは、国家学派に関する最も包括的な、また最も新しい研究書たるグロートフーゼンの「ロシアの歴史法学派」が、ミリュコーフのものと同様表をかかげている⁴³⁾ことから推測できる。そればかりでなく、ミリュコーフはこの論文で、法関係を基準とする国家学派のシェーマが、シェーマとしての一貫性を強めれば強めるほど、「非歴史的」、「非現実的」になったことを明らかにした。この面でのミリュコーフの説明は、対象をあまりに整理しすぎていて、かなり「非現実的」な点もあった⁴⁴⁾が、基本的には当たっていた。とりわけ、チチェーリンによるヘーゲルの発展段階の積極的導入の説明と、それに対する批判の部分⁴⁵⁾は精彩をはなっていた。

しかし、国家学派の構想した法学的・哲学的なロシア社会発展のシェーマをこのように

41) Там же, стр. 83-90.

42) Там же, стр. 90.

43) Grothusen, Die historische Rechtsschule Russlands, S. 148.

44) セルゲエヴィチに関するミリュコーフの説明は、セルゲエヴィチが当時のお現役の歴史家であって、十分なパースペクティブをもって論じにくかったこともあって、特に問題を含んでいた。

45) Миллюков, Юридическая школа в русской историографии, стр. 85-87.

はげしく攻撃しながら、ミリュコーフはこの論文で、ロシア史に関するこの学派の基本的諸テーゼには批判の鋒先をむけていない。国家学派の基本的諸テーゼは、ロシア史に関する最初の国家理論として要約できる性質のものであった⁴⁶⁾のであるが、これにはミリュコーフの批判は及んでいない。というよりも、この論文でミリュコーフは、国家学派について上記のシェーマ＝発展段階論しか扱っていない。従って、この論文を書いた時点で既に、ミリュコーフには、国家学派の「非歴史的」、「哲学的」な抽象的シェーマは拒否しても、この学派の個々の基本的テーゼと、それらの底を流れていた国家理論的ロシア史観は継承し得る可能性が残されていた、といえる。そして事実、この論文の数年後に書いた「ロシア文化史概説」で、ミリュコーフは、国家学派の国家理論を構成していた重要な諸テーゼを大幅に継承した。しかし勿論、それだけでは、ロシア史の全体像を構成することはできなかった。国家学派の国家理論的ロシア史観は、ヘーゲル哲学と形式法学をその理論的な出発点としてもっていた。国家学派のこの理論的支柱を否認したミリュコーフには、ロシア史の全体像を新たに構成するには、国家理論の新たな理論的基礎づけが必要となった。

この新たな理論的基礎づけは、ミリュコーフによれば、哲学的・法学的説明に代る「社会学的解釈⁴⁷⁾」によって与えられなければならなかった。19世紀のロシア思想史は、西欧での思想の流行への強い関心、敏感な反応を一つの特徴としているが、ロシアの歴史思想もその例外ではなかった。「ロシア国家史」の著者カラムジン⁴⁸⁾の思想のなかに、18世紀の啓蒙思想、特にモンテスキューの政体論の強い影響が認められることは、最近パイプス教授が明らかにしたところである⁴⁹⁾が、カラムジンの晩年、即ち1820年代には既に、ロシアの思想界ではドイツ哲学の影響が圧倒的に強くなっていた。そしてこれは、はじめシェリング哲学への強い傾倒として現われ、カラムジンの「ロシア国家史」を不満として「ロシア国民史」を著したポレヴォイ⁵⁰⁾や、国家学派の氏族理論に対立する共同体理論(общинная теория)を中心に独自のロシア史観を展開したスラヴ派⁵¹⁾は、周知の如く、シェリング哲学の信奉者たちであった。しかしロシアの思想界における流行は、大勢としては、既に3・40年代の交に、シェリングからヘーゲルに移っており、ポレヴォイの「ロシア国民史」の不成功の一因も、彼が流行おくれのシェリング哲学を固執しつづけた点にあった。流行おくれという点では、スラヴ主義も同様であり、4・50年代におけるスラヴ派と西欧派の論争において、青年知識層の圧倒的な支持は、ヘーゲル哲学に主に依拠した西欧派の側にあった。歴史学者の間でも、4・50年代にはヘーゲルの影響が強く、例えばモスクワ大学で1839年一般史(外国史)の教授になったグラノフスキー(Т. Н. Грановский)、1844年法律史の助教授に任ぜられたカヴェーリン、それに1847年ロシア史の員外教授、

46) この点は、不十分ながら、以下の論述の間にも、ある程度明らかになるはずである。

47) Милуков, Воспоминания, т. I, стр. 161.

48) Н. М. Карамзин, История государства российского, 12 т., 1819-29.

49) R. Pipes, Karamzin's Conception of Monarchy, —〈Harvard Slavic Studies〉, IV (1957).

50) Н. А. Полевой, История русского народа, 6 т. 1829-33.

51) スラヴ派のロシア史観については、不十分ながら、拙稿「スラヴ主義の『民衆的性格』とイー・ヴェー・キレエフスキーのスラヴ主義」(北大文学部紀要, II, 1953), 第1章, 第2節を参照。

1850年正教授になったソロヴィヨフは、思想的にはいずれもヘーゲリアンであった。そしてこの3人のうちカヴェーリンとソロヴィヨフが、国家学派のいわば創始者であり、これにややおくれて、この2人の先輩より更に徹底したヘーゲリアンたるチチェーリンが加わることで、国家学派に特有のロシア史観は完成されたのであった。

しかしロシアの歴史思想におけるヘーゲルの支配も永くは続かなかった。50年代の後半に研究活動を開始したチチェーリンより更におくれて、1867年の「民会と公」(Вече и князь)で学界にデビューした法律史家セルゲエヴィチは既に、国家学派のシェーマの出发点であった氏族理論から離れていたばかりでなく、上記の論文でミリュコフも指摘しているように⁵²⁾、ヘーゲル哲学からも離れていた。そして1871年の彼の博士論文⁵³⁾は、コント、ミル、ルイス、スペンサーなどの実証主義、経験主義の社会理論を大幅に取入れたものであった⁵⁴⁾。

一般にロシアの思想界では、ほぼ農奴解放(1861)を境に、ヘーゲルに限らず、哲学そのものがもはや流行の対象ではなくなった。〈批判的なリアリスト〉たるべきことを説いたピーサレフのいわゆるニヒリズムが60年代の青年知識層をとらえたことからわかるように、いわゆる改革後の世代の知的関心は、改革前の〈40年代人〉の、多少とも哲学的なそれとは違って、自然科学、社会科学を含めて西欧の実証科学に大きく傾いて行った。チャダーエフに始った歴史の哲学的理解、ロシア史への歴史哲学的関心は一般にすたたり、およそ哲学的なシェーマをロシア史について構想すること自体が、研究者の興味をひかなくなっていく。歴史家の間では、ドイツ哲学ではないにせよ、ドイツ史学への関心は引続き強いものがあつたが、同時にフランス、イギリスなどの歴史文献への関心が高まり、例えばキゾーが読みなおされ、またとりわけ、バックルの「イギリス文明史⁵⁵⁾」が読まれた。このバックルを訳してロシアに紹介したのは、1865年以来永い間ペテルブルク大学でロシア史の教授を勤めたベストゥーージェフ＝リュージン(K. H. Бестужев-Рюмин)であつたが、このことは、彼が常に批判的客観主義なるものを口にして徹底した歴史主義＝相対主義の立場をとり、ソロヴィヨフ、次いでクリュチェフスキーに代表されていたモスクワ大学⁵⁶⁾の多少とも総合的・体系的な傾向に絶えず反撥を示していた歴史家だけに、この時代のロシア史学界の空気を示すものとして象徴的であつた。そして、象徴的といえ

52) Милуков, Юридическая школа в русской историографии, стр. 89.

53) В. И. Сергеевич, Задачи и метод государственных наук, 1871.

54) セルゲエヴィチの歴史観については、Grothusen, Die historische Rechtsschule Russlands, S. 167 ff を見よ。

55) H. T. Buckle, History of Civilization in England, 2 vols., 1857-61. 念のためこの著書の特徴を中村英勝氏によって記すと、「彼の全般的意図は、19世紀中葉の科学的文明史観を適用して人類進歩の法則を明らかにし、各国民史の特殊性を通じてこれを実証しようとするものであつたが、……その自然主義的偏見はもはや今日通用しない。しかしながら、史的事象の間の因果関係と相互関連および自然的条件の影響に関する彼の鋭い把握、比較法及び帰納法にもとづいて文明史を科学的に構成しようとする試みは、当時の世界の読書界に多大の影響を与え、……」(平凡社「世界歴史辞典」, 15巻, 198ページ)。

56) ソロヴィヨフは、1879年のその死の直前までモスクワ大学ロシア史講座の教授で、その後継者には、彼の高弟たるクリュチェフスキーがなつた(1879年講師, 82年以降教授)。

ば、若い頃ロシア史の哲学的・法学的構想に学問的情熱をもやしたカヴェーリンとチチエーリン自身が、その学究生活の後半には社会学、心理学、倫理学、政治学などの新しい社会科学に強くひかれてロシア史研究から遠去かっていった⁵⁷⁾。

しかし、歴史学界を含む改革後のロシアの思想界の関心の実証科学への強い傾斜は、西欧の思想界・学界の流行への追随という面からのみ説明されてはならない。ロシアでは、ニコライ1世（在位1825-55）の晩年に伝統的な政治組織・社会制度の矛盾がいよいよ明らかになって、その再検討の必要が深刻に意識されるようになり、これがクリミアの敗戦（1856）後は、旧来の国家制度と社会秩序の全面的な改革への気運を盛りあげることになった。そしてこういう危機感と制度改革への期待という空気のなかで、当然現在の諸制度の歴史的由来についての関心が高まり、法律・制度を重視する国家学派のロシア史観も、こうした状況のなかに生れて学界を支配するようになり、農奴解放とこれに続いた60年代の諸改革が歴史学界のこの傾向を一段と強めた。しかしこれらの諸改革は、同時に、歴史家も含めて社会の注意を法律や制度から社会や経済に移させる契機ともなった。第一に、これらの改革は、従来すべてが国家とその法律・制度に収斂され、規制されているかにみえたロシアの社会と経済に、それなりの自律的な運動の可能性を法的にも認めるものであった。しかし第二に、それにもかかわらず、これらの改革は全体としては、ロシア社会の編成がえによる国家＝社会体制の新たな次元における安定・固定化を狙ったものであったが、実際には、農奴解放の後、農民運動や社会運動はかえって激化し、それに、改革で諸特権を失った地主層の官僚政治反対の政治運動が加わった。また、農奴解放の際の共同体の強化、政府の地主保護政策にもかかわらず、資本主義の発展に伴って農民層の階層分化、地主の没落が年と共に進んで、社会全体の流動化が顕著になって行った。このようにして、制度改革へかけられた期待、素朴な制度信仰は、改革後間もなく打破られた。識者の注意はいやでも社会と経済の動きにむかわざるを得ず、歴史学界でも、クリュチェフスキーに代表されていたように、社会経済史が新たに重要な研究分野となったのである。

(3)

改革後のロシアの知的雰囲気の中に育ち、ソロヴィヨフとクリュチェフスキーの交替期にモスクワ大学に学んだミリュコフが、思想界と学界の新しい傾向に無関心であり得るはずはなかった。自らいうように「早くも学生時代に近代社会学の2人の建設者——実証哲学の創始者オーギュスト・コントと、総合哲学の著者ハーバート・スペンサーの影響を受けていた⁵⁸⁾」ミリュコフは、「社会学的解釈」こそが現代歴史学の課題であると考え、今や時代おくれとなった国家学派の哲学的・法学的なシェーマの検討・批判をもつ

57) ただし、少くともチチエーリンは、哲学思想の面では、死ぬまでヘーゲリアンたることをやめなかった。

58) П. Н. Миллюков, Очерки по истории русской культуры, Юбилейское изд., т. I, ч. 1, стр. 5.

て、歴史理論・史学史の分野での自己の最初の業績とした⁵⁹⁾。実証的な研究の分野では彼は、1886年から6年かけて学位論文「18世紀第1四半期のロシアの国家経済とピョートル大帝の改革⁶⁰⁾」を完成し、ロシア経済史の分野におけるこの劃期的研究⁶¹⁾によって新進の歴史家としての地位を確立した。この場合、ミリュコフが法関係を基準とするロシア史の構想を否認したことと、彼が学位論文のテーマを経済史のなかに求めたこととは、恐らく無関係ではなかった。しかし、ミリュコフの経済史研究⁶²⁾は、クリュチェフスキーの社会経済史研究などよりさらに、ロシア史における国家・権力の役割を重視する立場（国家理論）と両立し得る性質のものであった。その学位論文でミリュコフは、ピョートル時代のロシアの直接税、間接税歳入を数字的に示す老大な資料を精査し、ピョートル時代の税制と財政組織を明らかにした。そしてその場合彼は、ピョートル時代の国家経済をピョートルの行政改革との関連で、3つの段階、即ち「官署の経済」（приказное хозяйство, 1682-1709）、「県の経済」（губернское хозяйство, 1710-18）、「審議会の経済」（коллегиальное хозяйство, 1719-25）に分けて考察した。このことからわかるように、ミリュコフの研究は、経済史研究とはいっても財政・税制を中心としたもので、問題関心の方向も、国家学派以来の制度史的研究の伝統を大きく越えるものではなかった。

この点は、ミリュコフがピョートルの内政・外政全体のなかに、その「国家経済」（財政）をどのように位置づけていたか、をみる時、さらに明らかになる。図式的にいえば、彼は、戦争が国家財政の緊迫をもたらし、この財政上の緊急の需要が行政改革を必至とした、と考えた。従って、彼によれば、「国家改革は、立法者の艦隊やドイツ風の衣服のように、彼の個人的な計画や情熱によってひきおこされたのではなかった。しかしそれは、自生的な歴史過程によってひきおこされたのでもなかった。その実現には勿論ピョートルの意志は必要であった。しかし改革のこの側面は、彼の視野から落ち、彼によって止むを得ず実行されたのであった。歴史的過去の諸事実も国家的改造を準備したが、改造は過去の諸事実から自動的に生れたのではなかった。個人的意志と歴史上の先例は、共にこの改革のなかに統一されはしたが、改革をひきおこしはしなかった。改革をひきおこしたのは、その場その場の必要であった⁶³⁾。」（傍点は原文のもの）

ところで、ピョートルの諸改革を、戦争→財政→改革という方向で、「その場その場の必要」によって行われた「二次的な現象」とするミリュコフのこのような理解は、ピョ

59) 歴史家としてのミリュコフの重要な業績の一部を占めているのは、周知の如く、史学史・史学思想史の分野のものである。

60) П. Н. Миллюков, Государственное хозяйство России в первой четверти XVIII столетия и реформа Петра Великого, СПб., 1892.

61) ミリュコフのこの研究は、現在でも、ロシア経済史とピョートル時代史の基本文献の一つに数えられている。

62) 学位論文の他に重要なのは、Спорные вопросы финансовой истории московского государства, СПб., 1892. である。

63) Миллюков, Государственное хозяйство……, изд. 2-ое, СПб., стр. 545, — Очерки истории исторической науки в СССР, III, стр. 319-320 所引。

ートルにおける国内改革の戦争・外交への従属というクリュチェフスキーの見解⁶⁴⁾を更に発展させたもので、ミリュコフは間もなくその「ロシア文化史概説」でも、学位論文でのこのような理解を反復したのであるが、これに対して国家学派のピョートル改革観は、クリュチェフスキー＝ミリュコフのそれといわば対照的なものであった。この点が特にはっきりしていたのはソロヴィヨフで、彼は、ピョートルに先行した17世紀を大きくピョートル改革の準備期としてとらえ、ピョートル改革の偶然性・突発性を強く否定してその必然性を強調し、ピョートルにおける戦争と改革の関係についても、「戦争は改革の一般的計画のなかに、この改革の明確に意識された一定の諸目的を達成する手段として、入っていた。国民に一定の準備——国民が新しい生活、他の諸国民との新しい関係に入るのに必要な準備——を与える学校として、全体計画のなかに入っていた⁶⁵⁾。」としていた。ソロヴィヨフと同様、カヴェーリン、チチーリンも、ピョートル改革の必然性を主張する立場をとっていた。

国家学派のロシア史観のミリュコフによる継承を考える場合、ピョートル改革の評価という、ロシア史の理解について最も重要な一点で、国家学派とミリュコフの間にこのような違いが存在したことは無視できない。両者の違いの原因として先ず考えられるのは、国家学派のピョートル改革観が、ピョートルによるロシア史発展の自然なコースの切断という、当時のスラヴ派の主張に対して、西欧派の立場からこれを論破することを主要な目的として展開されたものであったこと⁶⁶⁾、従ってピョートル改革の必然性が一面的に強調される傾きがあったということである。これに対して、ミリュコフの時代には、スラヴ主義的なピョートル観は既に有力なものでなく、それだけに国家学派のピョートル改革観の一面性が問題になり得た。次に、歴史を一つの有機的発展としてとらえるヘーゲルの歴史観が、国家学派のピョートル改革観を制約した面が考えられる。歴史解釈における国家学派のこのヘーゲル的一元論に対して、ミリュコフは、上の引用からもわかるように、多元論の立場をとっていた⁶⁷⁾。従って、ミリュコフのピョートル改革観は、当然国家学派のそれと違うものにならざるを得なかった。しかし両者の間に全く系譜関係が考えられないか、というと、そうではない。この点を明らかにするために、われわれはここでもう一度ミリュコフの「ロシア史学における法学派」をとりあげる。

ミリュコフはこの論文で、法学派＝国家学派の「シェーマが発展するにつれて、シェーマの統一性が強まり、現実的内容が稀薄になる」としていた。そしてこの指摘は正しいものであった。しかし、この論文でミリュコフは、国家学派のロシア史観の発展につい

64) このクリュチェフスキーの見解が、彼の後現在まで定説的な地位を占めてきたことは、周知の通りである。

65) С. М. Соловьев, Публичные чтения о Петре Великом, Собрание сочинений, [б. г.], стр. 1060, — Очерки истории исторической науки в СССР, I, стр. 357所引。

66) 同時に、カラムジン、ポゴーディン (М. П. Погодин) などのピョートル讚美——これもピョートル改革をピョートル個人の力に帰する傾向の強い点ではスラヴ派と同一——を克服する課題をも国家学派はもっていた。

67) ミリュコフが、歴史解釈における一元論を口にしながら、実際には多元論の立場をとっていたことは、次の節でのべる。

で重要な一点に気付いていなかった⁶⁸⁾。ソロヴィヨフ、カヴェーリン、チチェーリンの順で、国家学派のロシア社会発展のシェーマがヘーゲルの家族、市民社会、国家という序列により近づき、その限りではより一貫性をもつようになったことは事実であるが、歴史を一つの有機的発展、即ち、基本的にはそれ自身に内在的な契機によって自生的に発展する有機的総体として理解する、これまたヘーゲル的な歴史観の展開という点では、国家学派のロシア史観は必ずしもソロヴィヨフ→カヴェーリン→チチェーリンという方向をたどらず、あえていえば、むしろ逆であった。これが、ミリュコフによって意識的にせよ無意識的にせよ、無視されている重要な点である。というのも、ロシアの歴史的発展における内在的要因を重視するという点では、ソロヴィヨフの方がチチェーリンよりも徹底していた、と考えられるからである。その「太古からのロシア史」の第1巻の冒頭で、「それぞれの事象を、諸事件の一般的な連関から切り離して外的な影響に従属させるまえに、内的な諸原因で説明するように努めること——これが現代における歴史家の義務である⁶⁹⁾」、と述べたソロヴィヨフは、ロシア史について、なによりも歴史事象の内在的な原因を重んじ、外的な契機に説明を求めることを出来るだけ避けようとした。そして、ソロヴィヨフが一般に、ロシア史における外的契機の役割を過少評価したとされるのも、彼のこうした歴史観と関係があった。

ソロヴィヨフ史学のこういう特色を、現在のソヴェト史学は、観念論的なものではあるがソロヴィヨフによる社会発展の法則性の承認として、高く評価し、この点ではクリュチェフスキー史学あたりに既にロシアのブルジョア史学の危機がみられた、としているが、それはともかく、こうしたソロヴィヨフに比べると、相対的なものではあるが、チチェーリンのロシア史観の一つの特色はヴァリャギ＝ノルマンやタタール＝モンゴルをはじめ、ロシア史における外的契機の意義をより重視している点にあり、極端にいうと、チチェーリンのロシア史観のなかには外的契機がいわば構造的に含まれていた、とさえいえるように思われる。ピョートル改革の必然性の主張についてみても、チチェーリンのそれは、ピョートル時代のロシアにとって西欧化は必然であった、という意味での必然性の強調という側面が強く、従って西側からのインパクト、即ち広い意味での外圧・外的契機がより重視されていた、といえる。チチェーリンのロシア史観について詳論することは別の機会にゆずらざるを得ず⁷⁰⁾、従ってチチェーリン史学におけるいわば構造的な外的契機重視と、彼によるロシア社会発展過程のより徹底したヘーゲルの理論化・体系化との矛盾と思われるものについても、ここではそのような問題の存在することを指摘するにとどめ、ミリュコフによる国家学派の継承という点に問題をひきもどしてみると、先にも指摘したように、ミリュコフは国家学派のロシア史観のなかでも特にチチェーリンのそれを継承

68) グロートフーゼンの研究も、この点にはふれていない。

69) С. М. Соловьев, История России с древнейших времен, Соцэкгиз, кн. I, Москва, 1959, стр. 55.

70) 但し、チチェーリンのロシア史観の若干の点は、以下の論述の間にある程度ふれられるはずである。

していると考えられるのであるが、ピョートル改革観という、ロシア史の理解にとって特に重要な点において、チチュエリンとミリュコフの理解の間に西欧のインパクトという外的契機を重視する点でかなりの共通性のあったことが指摘できるように思われるのである。このチチュエリンとミリュコフの系譜関係は、学位論文の数年後にミリュコフの著した「ロシア文化史概論」を検討する時、さらに明らかになるはずである。

(4)

ミリュコフは、国家学派におけるロシア史の哲学的・法学的構想を拒否しながら、ロシア史に関するこの学派の個々の重要なテーゼを継承した。この学派の基本的諸テーゼは全体として、ロシア史に関する国家理論とよばれて然るべきものであったが、ミリュコフはこの国家理論的ロシア史観を、国家学派の時代おくれの歴史哲学⁷¹⁾との心中から救い出そうとした。1886年の論文で、国家学派の哲学的・法学的発想の抽象性・非歴史性をついたミリュコフは、この学派の基本的諸テーゼを継承してこれに新たな基礎づけを与えるため、「ロシア文化史概説」で〈社会学的解釈〉の方法をとろうとした。そしてそのためミリュコフは、まず「概説」第1部の「序論：一般的諸概念」で、この方法についてややまとまった理論的説明を試みた⁷²⁾。

ミリュコフは「歴史過程の合法則性の思想」を、その「科学的あるいは社会学的歴史解釈」の基礎においた。そして彼は、人間の意識的な行動も、「歴史の合法則的行程に関する科学的表象をさまたげるものではなく、合法則性の観点からの科学研究と解釈に服する付けたしの一要素にすぎない」とした。しかしミリュコフにとっては、歴史過程の合法則性の承認ということと歴史法則の存在ということとは別のことであった⁷³⁾。彼は「〈社会学的〉諸法則と区別された特殊な〈歴史的〉諸法則の存在そのもの」を問題にした。彼によれば、われわれは、例えば宗教改革や革命の原因を論じて、「無限の量の諸過程」からなっているものを、あたかも「ある触知可能な対象」のように誤解し、「本来は、一層の、より深い分析を必要とする諸現象の組合せを、歴史法則ととりちがえがちである。」従って、「一見しただけではまとまった単一のあるものとみえる一般的な結果を、われわれは更に分析して、その結果を創り出した個々の要素を区別しなければならない。われわれの区別した諸要素が、それはそれで、単純な構成要素ではなく、もっと基礎的な諸力の合成された複雑なものである、ということもありがちである。最も近い隣接の知識分野からわれわれに知られている諸構成要素に到達する時はじめて、われわれはこの分析をやめる。

71) ミリュコフにとっては、「歴史の目的論的（即ち、合目的的）解釈という意味での〈歴史哲学〉は、とくに破壊された世界観の僅かな生き残りの破片の一つにすぎない」のであって、「自らの役割——現代の科学的社会学の先行者の役割——を果しおえ、今やその存在をやめるべき」であった。Милюков, Очерки по истории русской культуры, I, стр. 6, 8. (以下本書からの引用は巻数と頁数のみをしるす)

72) Милюков, Очерки, I, 〈Введение : общие понятия〉, 特に, стр. 8-18. なお以下の引用中の傍点の部分は、特に注記しない限り、原文のイタリック部分を示す。

73) 例えば、「歴史がわれわれにこれら未知の諸法則を明らかにしてくれることができるかどうかには全く関係なく、われわれは歴史現象の合法則性を受入れる。」(I, стр. 8)

即ち、社会生活の諸現象が心理学のなかに自らの説明を見出し、この心理学と共に、世界のより単純な諸現象——物理現象、化学現象あるいは生理現象——の合法則性の全組織に支えられていることがわかる時はじめて、この分析をやめる。」(I, 8-9)

このようにして、ミリュコーフにとっては、「歴史的合法則性は隣接諸領域の現象の合法則性に、とりわけ心理学的現象のそれに帰着せしめられるべき」ものであった。そしてここからミリュコーフは、もしそうであるならば、「これらの現象の科学的にわかっている諸法則を歴史過程の解釈に適用しようとする考え」が起るのも当然のことであり、現に「多くの社会学者が生物学や心理学の法則の助けをかりて社会生活の合法則性の説明に努め」、彼等による「生物学や心理学の資料からの演繹」の結果、現在では、「社会生活の様々な側面の一連の基本的な合法則的進化が存在すること、これらの進化の行程は、進化する諸要素の根源的、基礎的な特質から必然的に生ずること、従ってどの人間社会でもこの行程は必然的に一様であろうこと」がわかっている、とした。

しかし、この「至るところで一様な歴史過程の傾向」、あるいは「基本的な合法則的傾向」も、ミリュコーフによれば、「場所と時間を問わず、その純粋な、まざりけのない形では実現されない。」「社会過程のこの内的傾向は、純粋な形では抽象的な可能性にすぎない。……歴史生活の基本的方向は、地理的、気象的、土壌的などの条件の与件の影響下に、無限に多様化しうるのもであって、ありとあらゆるヴァリエーションのなかに同一の下敷(подкладка)を識別することは完全に不可能なほどである。歴史家の本当の任務は、この下敷の存在を明らかにするばかりでなく、それが正に所与の具体的な形態で、それぞれの個別的なヴァリエーションとして現象した諸原因を説明することである。」(I, 10-12)

ミリュコーフはこのように説いて、基本的傾向が「可能性から現実に移る」際にそれに屈折を与える「歴史生活の現象の諸条件というプリズム」の説明のため、「環境という、事態を複雑にする新たな要素を導入」した。そして彼はこの環境には「所与の民族の生活がそこで行われる」風土的環境と、「どの民族も孤立し、隔離されては生活していない」という意味での外的環境があるとし、前者について、それは「社会進化の諸形態がそこに追いこまれる死せる枠ではない」ことを述べ、後者については、それが「歴史的発展の行程を更に一層、時には極めて本質的に変形させる新たな原因をなしている」ことを力説し、更に次のような——彼の歴史観と歴史方法論にとって特徴的な——指摘を行った。即ち、風土的環境より更に一層「周囲の環境の作用は、内的発展の行程との関係で外的なもの——そしてその意味で偶然的なもの——として現れる」が、「その作用を歴史的結果の説明において二次的なものとみなすことはできない。歴史解釈においては、一次的と二次的という概念自体、完全に捨てざるか、本質的に改変さるべきである。科学の観点からは、一次的で必然的な原因、偶然的で二次的な原因は存在しない。作用の範囲の相対的に広い原因と狭い原因が存在するだけである。」(I, 13-14)

次にミリュコーフは、「上に観察した二つの要素、即ち基本的な社会学的傾向と環境とのあわさった作用は、社会的秩序、諸制度と習俗の基本的な特徴を説明する」が、「歴史上の〈事件〉や〈行為〉の説明にはこの二つの要素では不十分である。」として、歴史における個性という「第三の要素」を認め、これを次のように論じた。「このような種類の現

象もまた完全に科学的で合法則的な説明を許すことは、少くとも原理的には否定できない。……しかし歴史上の〈出来事〉のなかで、社会学的傾向と環境の変形する影響から合法則的に説明できるものをすべて引去っても、登場人物の個性的な特質によって説明されるあるものが残ることは疑えない。」(I, 14)

以上がミリュコーフのいう〈社会学的解釈の基本原理解〉の大要であるが、彼は、第1部の「序論」で行った自からの歴史観と歴史方法論のこのような説明を、第2部の冒頭の「はしがきに代えて」(II, 1-8)で補足した。この「はしがきに代えて」では、彼は特に〈経済的唯物論〉について論じたのであるが、そこで特徴的なことは、次のことであった。即ちミリュコーフは、一方では、「われわれが同意せざるを得ない」ところの「一元論の諸要求の名において、われわれは〈個人〉の形而上学的自由に対する抗議に加わる用意がある」、と声明して、「〈主観学派〉の学説⁷⁴⁾のかくされた二元論に対するこの抗議に、最近〈経済的唯物論〉とよばれるようになった傾向の主要な功績があった。」とか、「その役割は社会学から形而上学的解釈の最後の痕跡を取除く一つ的手段として、重要であった。」とかした。しかしながら、彼は同時に、「しかし、本来の、完全に科学的な社会学的解釈にとっては、経済的唯物論の基本原理解はあまりに狭く、ドグマ的であった」、とした(II, 3-4)。そして主にこの〈経済的唯物論〉批判の形で、結局——第1部の「序論」におけると同様——歴史解釈における多元論を展開することになった。この多元論的歴史観が、部門別の編成という「文化史概説」の構成と無関係でなかったことは、いうまでもない。

ミリュコーフは次のように主張した。「一元論は、合法則性の理念の社会学における貫徹を要求するが、それは決して、社会現象の合法則的解釈が〈経済的要素〉にだけ帰せられることを要求しはしない。」「自由な個性の反対者たちは、人間社会の社会＝心理学的組織の複雑さを無視し、社会現象の全域を、経済的経験がさまたげられることなしに最初の線をひく白い板にかえてしまっている。」「経済的要素の〈物質的〉性格は外見だけのものである。実際には、人間経済の諸現象は、社会の他のすべての現象と同様に、精神的環境のなかで行われる。」「周囲の環境に対する人間の諸関係は、経済的欲求にだけ限られるものではない。人間の精神においては、これらの関係は既に非常に分化せしめられており、歴史家は、それらすべてをなんらかの一次的な単位に帰着させる希望を一切捨てなければならぬ。歴史家に残されているのは、人類文化の多種多様な諸側面の平行的な発展と、より一層の分化をあとづけることだけである。……これらすべての側面は、勿論、緊密な連関と相互関係のなかで発展する。しかしいづれにせよ、人類文化の様々な側面の相互関係を研究する前に、それらの内的進化について知るべきである。」「いわゆる〈精神的〉欲求は、それ自身の内的法則性をもっている。」(II, 3-5)

以上のような〈社会学的歴史解釈〉の方法がとられることによって、ロシア史に関する国家学派の基本的諸テーゼは、ミリュコーフによってどのように補強され、修正され、そして再編成されたか？ これを「概説」の本文についてみるのが、本稿の以下の論述の

74) ラヴロフ、ミハイロフスキーなどの社会学的主観主義のこと。

課題となる。

(5)

ミリュコーフの「ロシア文化史概説」第1部(第1巻)の本文は、「住民」、「経済状態」、「国家構成」、「身分構成」の四章からなっていた。ミリュコーフは上にみたように歴史解釈における多元論者であり、歴史現象のそれぞれの分野に、それ自体としての合法則性を認めていたが、住民、経済状態、国家構成、身分構成という第1部の本文の序列は、決して恣意的なものではなく、ミリュコーフの歴史観、とくにロシア史観にとって、明らかに必然性をもっていた。

ミリュコーフはその「序論」で、「社会生活の様々な側面の一連の基本的な合法的進化」の存在が最近の「生物学や心理学の資料からの演繹」によって明らかになっている、とした際、この演繹の実例として、「人間の繁殖能力と、死亡者に対する新たな出生者の優越という基本的かつ必然的な生理学的事実」をとりあげ、この「生理学的傾向」と、「食料の必要が人間の活動の最も強い刺戟をなしているという心理学的法則」とから、人口の増加にとまらぬ労働の集約化と技術進歩の必然性——具体的には、狩猟、牧畜、農耕という進化の方向——を導き出していた(I, 10-11)。人口の増加をもって経済体制変化の一次的原因とするこの立場は、当時のヨーロッパで有力な学説であり、ロシアでは例のコヴァレフスキーがこの考えをその経済史研究の基礎にすえていた⁷⁵⁾。従ってミリュコーフにとっても、ロシアの人口史を扱う第1章は、第2章「経済状態」の前提という意味をもっていた⁷⁶⁾。しかし彼の場合には、この人口史は、単に第2章の前提たるにとどまらず、第3章「国家構成」と第4章「身分構成」のための前提でもあった。即ち、ロシア史を何よりも植民の歴史として特徴づけ、そこからロシア人の放浪的性格とロシア史における権力・国家の役割の重要性を説明しようとした、ソロヴィヨフ以来の国家理論的ロシア史観の継承・再編成のためにも、人口史は「概説」において第1章を占めなければならないのであった⁷⁷⁾。

ロシア史をすぐれて植民の歴史としてとらえる、ロシア史に関する植民理論の成立・発展は、それ自体ロシア史学史の重要なテーマの一つであるが、これを国家理論の創設者の一人で、同時にこの植民理論の建設者でもあったソロヴィヨフについてみると、彼はロシア史における植民の意義を次のように特徴づけていた。

「それ(ロシアの国土——鳥山)は、植民を待ち、歴史を待っていた広大な処女地であった。それ故、古きロシアの歴史は、植民の行われる国土の歴史である。それ故、広い空間で人口の絶えざる大きな移動がみられる。即ち、森を焼いて豊かな土壌が用意される

75) 「経済体制のすべての変化の主要な要因は、人口の増加以外のなにものでもない。」(M. M. Ковалевский, Развитие народного хозяйства в Западной Европе, СПб., 1899, стр. 2. — Очерки истории исторической науки в СССР, III, стр. 416 所引)

76) 「ある国の経済発展の段階は、国の人口数に左右される。」(I, 21)

77) 「ロシア史の発展の全行程の理解のためには、ロシアの国土の植民に関する知識が、たとえ一般的な特徴においてにせよ、絶対に必要である。」(I, 54)

が、移住者はそこに永くはとどまらない。労働が苦しくなると住民は、新たな場所を求めて出かける。いたるところに広い土地があり、いたるところで移住者は受入れられたからである。……人口は移動する。スラブ人の植民者、遊牧民＝農耕者は、マサカリとカマとスキをもって、絶えず東北へ前進し、フィン系の狩人たちのなかに入っていく。このような動きやすさ、あいまいさ、そして、不便だとわかるとすぐ移る習慣から、半定着性、一つの場所に対する執着の欠除がおこった。……いよいよ国家の必要は増大し、国家の機能は複雑になったのに、国土は植民されつつある国の性格をうしなっていなかった。国家がその利益に諸部分の利益を従属させるさい、どのような困難に出会わなければならなかったかは、容易に理解できる⁷⁸⁾。」

「ヨーロッパは二つの部分、即ち西の石の部分と東の木の部分からなっている。わが国では山国を石とよぶが、この石がヨーロッパを多くの国家に分割し、多くの民族の境界を定めた。西欧のさむらいは石のなかに自分の巣をつくり、そこから百姓たちを支配し、石が彼等に独立性を与えた。しかし間もなく百姓たちも、石で身を守って自由、自主性を手にする。石のおかげで、すべてが強固であり、すべてがはっきりしている。……大きな東方の平原には石がなく、すべてが平らで、諸民族の多様性がなく、そしてそれ故、とてつもなく大きな一つの国家だけがある。ここでは、さむらいが石の巣をつくる場所がない。彼等は別々に自立的には生活しておらず、公の側近の従士として生活しており、広大な、境のない空間を永久に動いている。……多様性、諸地方のはっきりした境界がないので、地方的な住民の特徴の形成に強く作用して、故郷を捨てて移住することを彼等にむずかしくするような諸特性は存在しない。そこから別れることが困難なような、数世代にわたって住んできたような恒久的な居所は存在しない。都市は一かたまりの木造の小屋からなり、一度火が出ると、灰のかたまりになる。しかし、これは大した不幸ではない。動産は少ないので容易に運び出すことができ、新しい家をつくるのには、材料が安いのでかねがかからない。それ故、昔のロシア人はあれほど気楽に自分の家、自分の生れた町や村を捨てたのである。彼等はタタールから、リトワ人から逃れ、重税から、悪い代官や役人から逃れた。一人でさまようのもなんでもないことだった。到るところに同じものを見出し、どこでもルーシがにあっていたのである。ここから、住民の間に、動きやすさへの習慣が生れ、ここから、つかまえ、住みつかせ、緊縛しようとの政府の志向が生れた⁷⁹⁾。」

この「植民理論というロシア思想史において新しいソロヴィヨフの思想⁸⁰⁾」は、国家学派のロシア史観の重要な構成要素となった。カヴェーリンやチチャーリンも、ソロヴィヨフと同様、ロシア史において植民という契機を重視した。カヴェーリンは、「ロシア系諸種族によるアジア＝ロシアとヨーロッパ＝ロシアの植民は今日に至るまで絶え間なく続き、内政史の最も重要な支配的な関心事の一つをなしている⁸¹⁾。」とし、チチャーリンは、

78) С. М. Соловьев, История России с древнейших времен, Соцэкгиз, кн. II, 1960, стр. 648. (以下 Соловьев, История России と略す)

79) Соловьев, История России, Соцэкгиз, кн. VII, 1962, стр. 46.

80) Grothusen, a. a. O., S. 79.

81) К. Д. Кавелин, Собр. соч., т. I, СПб., 1897, стр. 570-71.

「ロシア全土にわたる総体的浮動⁸²⁾」をロシア史の特徴として強調した。チチャーリンによれば、「西欧では住民は定住的であった」が、「ロシアにはそれに似たものは何も存在しなかった。従士団は放浪的であった。諸公はのちに定住性を身につけたが、貴族や奉公人たちは絶えず移り変った。……この放浪的性格は住民全体にも伝わった。……農民の自由な移転は古ロシアにおける普遍的な現象であった⁸³⁾。」「ほとんど人の住んでいない涯しない広原にばらまかれたそれ（ロシア人——鳥山）は、社会的諸原理よりも自然条件の影響をより強くうけた。……ステップは住民の放浪を促進し、人間相互間の強固なつながりの形成を阻げた。……本来の人間の関心にあれほど僅かしか栄養物を提供しないこの無限の広原に、すべてが散った。わが国の生活の多くの現象に今に至るまで認められる社会的精神の不足についても、ある種の説明をわれわれはここに見出さないであろうか？⁸⁴⁾」「社会のなかで放浪的生活への傾向が強ければ強いほど、また、全部が広いステップの空間にちっておればおるほど、分散している大衆をおさえ、彼等を強い結合につなぎとめ、全体の目的に奉仕させる国家の必要も、それだけ強かった⁸⁵⁾。」

このように国家学派においてその国家理論的ロシア史観のいわば前提をなしていた、住民の歴史としてのロシア史という考えを、ミリュコーフはどのように継承し、再構成したであろうか？ ソロヴィヨフに始まる国家学派にとってその植民理論は、客観的には彼等の国家理論的ロシア史観の第一の前提＝出発点であったが、この点が彼等の理論のなかでは、なお十分自覚的には明確にされていなかった。例えば、彼等、特にソロヴィヨフにあっては、その植民理論に表現されていたロシア史における地理的要因の重視が、有機的・内因的なロシア史の発展という彼の本来の主張と、理論的に未整理のまま、並存していた⁸⁶⁾。これに対してミリュコーフは、自己の国家理論的ロシア史像展開の必須の条件として、自覚的に、先ずロシアの人口・植民史をとりあげた。そしてその際彼は、国家学派、とりわけソロヴィヨフにみられた比喩的な——そして時には文学的な——説明をさけ、人口学その他最新の社会科学の助けをかりて、ロシアの人口史・植民史を特徴づけようとした。

ミリュコーフは第1章第1節で、マルサス以来の人口理論の概観に続いて、ピョートル時代以降のロシアの人口史を、ヨーロッパのそれとの比較と、地方的な人口増加率・人口密度の相違ということを中心として数字的に検討し、続く第2節で、ロシアの人口の人種的組成の問題を、最も古い時代にさかのぼって、人類学・考古学・民族学・言語学などの新知見を援用しつつ略述した。そしてこの第1節と第2節における観察からの結論を、ミリュコーフは第3節の冒頭で次のようにまとめた。

「ロシアでは、ヨーロッパの他の部分におけると同様、人種的混淆と拡散の過程は、既

82) Б. Чичерин, Опыты по истории русского права, Москва, 1858, стр. 175. (以下 Чичерин, Опыты と省略).

83) Чичерин, Опыты, стр. 173-74.

84) Там же, стр. 379-80.

85) Там же, стр. 382.

86) ソロヴィヨフ史学における地理的要因の問題については、Grothusen, a. a. O., S. 69 f.

に先史時代に始まっている。しかし、人類の出現と一致する先史時代の始まりは、ロシアでは、西欧におけるのとは比較にならぬほどおけている。全く同様に、これらの人種的交替と融合の終わりも、ロシアについては、はるか後代に求められなければならない。西方では諸人種の移動は、大勢としては、8-9世紀におさまった。かくして、ヨーロッパが落ち着いた時に、わが国の歴史は始まったばかりであった。西欧の主要な人種的諸要素の融合過程も、その頃までにはほぼ終了した。……同じ過程がロシアでは、歴史の全時期にわたって、先史時代から現在まで続いており、今日までのところ、完全に終了したものとは考えることができない。人種的組成のまだらが今日までロシアを、ありとあらゆる民族の生きた人種博物館にかえている。……ヨーロッパの西部では、既に民族移動の時から、ほとんどの地方もその境界、その所有者をもっているのに、ロシアでは誰のものでもない空いた土地への住民の拡散の過程が、赤い糸をなして歴史全体を貫いている。ロシアの地のこの植民の過程は、ロシアの住民の様々な人種的諸要素の融合の過程と同様、現在終了したというにはほど遠い。」(I, 53-54)

これが、「ロシアの住民の量的・質的組成の観察」(I, 265) から得られたミリュコフの結論であり、彼は第1部の終りの「まとめ」の部分でも、ロシアの人口史について上の引用とほぼ同じことをくりかえした(I, 295)。しかしミリュコフは、第1章では、ロシア人口史のこのような抽象的・概括的な社会学的特徴づけにとどまらず、上記の文章にすぐ続いて第3節で、具体的な植民史、即ちロシア人の居住地の拡大過程を叙述した。そしてそこで注意をひく点は、ミリュコフが、ロシアの植民について、北方植民とその主導者としての修道院や分離派教徒の役割の過大評価をいましめ、逆に南東植民とその推進者としての国家の役割を強調していたことであった。即ちミリュコフによれば、「北方の植民者としての修道院の役割については、いくらか過大な表象が存在している。実際には、修道院が植民の開拓者であるのはまれである。……17世紀には、もう一つの新たな要素、即ち分離派教徒の植民が加わる。しかし、分離派への迫害が北方への植民の流れをどれほど強めたかは、決定しがたいであろう。……植民の本当の領域はロシアの南東である。……住民はその方向に大量に移動し、……この大量な移動は南境の防衛を自己の課題とし、防衛から知らぬ間に攻勢に移った政府の直接の影響と統制下に、行われる。」(I, 54-55)

このようにしてミリュコフは、本来は第2章以下の叙述の前提にとどまるべきであった第1章で、早くも国家理論的ロシア史観を表明した。彼はこの章の第1節、第2節ではロシアの人口史を、人口学その他の最近の社会諸科学の知見をもとに量的・質的に検討し、そしてその範囲内での結論は、第3節冒頭の上に引用した、ロシアの植民過程、人種的融合過程の未完成ということにほぼつきていた。ところが、これに続いて具体的な植民史を扱う段になると、彼は、ロシア史における一切の創造的活動を権力・国家に由来させる国家理論の立場から、修道院・分離派などの非国家的分子の植民活動の意義を出来るだけおさえ、ロシア植民史における国家の役割を強調することになった。そしてこの点ではミリュコフは、植民理論の建設者で国家学派の創設者の一人でもあったソロヴィヨフより、さらに国家理論に忠実であった、といえる。

彼は、ソロヴィヨフのように民間の自発的な植民の色彩の強かった北方植民を重視することに疑問を呈し、国家による、国家防衛のための南東ロシアの植民を重視する立場をとった。ミリュコーフは、第3節の叙述の半ば以上を、モスクワ時代以降の、タタールとの力関係に左右された南部及び東南部防衛線の伸縮過程の叙述にささげ(I, 55 и след.)、その間絶えず植民と国土防衛の関連を強調して、例えば、「ヴォルガ左岸地方の植民は国土防衛のための政府の対策と密接に関連していた」(I, 62) と述べ、18世紀後半についても、「政府は植民を、ステップとの闘争の最良の手段とみなしつづけた」(I, 63) とした⁸⁷⁾。ただし、この〈ステップとの闘争〉という思想は、ソロヴィヨフが〈森とステップのたたかい〉、〈アジア人とたたかい〉といった表現で、これをロシア史の特徴の一つとして以来、ロシア史のいわば常識となっていたもので、この点ではミリュコーフはソロヴィヨフ史学の後継者であった。

(6)

以上にみた第1章「住民」は、先にのべたように、第2章「経済状態」の前提という意味をもっていた。ミリュコーフは第1章で、「ある国の経済発展の段階は、国の人口数に左右される。」(I, 21) とし、「人口の変動と国民の経済生活の全体系との間にいかに深い関連があるか」(I, 36)、を力説していた。従って第2章の叙述は、第1章における結論を、いわば前提として展開された。と同時に、この第2章「経済状態」は、第3章「国家構成」の前提をなしていた。ミリュコーフは第2部の「はしがきに代えて」のなかで、自ら、「〈概説〉第1部でわれわれは、経済的要素に重要な役割を割当てた。ロシア史における政治的要素の意義そのものを、われわれは、外的環境の所与の条件下におけるロシア経済の所与の状態の結果として説明した。」(II, 4) と述べている。この「はしがきに代えて」においてミリュコーフは、前記のように、経済的唯物論の批判に力点をおいていたが、同時に経済的唯物論の長所をも認めていた。そして事実ミリュコーフは、経済的唯物論に対するその原則的批判にもかかわらず、「概説」本文の具体的な叙述ではしばしば唯物論的な説明を行っていた。当時の「西欧のブルジョア史学が、彼の〈概説〉を多分にマルクス主義的著作とよび、ポクロフスキーがミリュコーフのなかに、〈シチャポフ⁸⁸⁾的、前マルクス主義的唯物論のかすかな、(そして急速に消滅した)余韻⁸⁹⁾」を見出した⁹⁰⁾のも、当然なことだったのである。

ミリュコーフが、「ロシア文化史概説」を執筆した当時、どの程度までマルクス主義に接近していたかは興味深い問題であるが、この点は個々の問題についてのミリュコーフ自

87) モスクワ国家成立後の植民における国家の主導性のこのような強調が、「概説」第1部の構成にみられるある種の混乱の一例である点については、後段でふれる機会があるはずである。

88) 分離派の社会史的研究(Земство и раскол, 1858 など)で知られる、19世紀60年代の進歩的な歴史家、А. П. Щапов(1830-76)。一時カザン大学に奉職したが農民を煽動した罪でシベリアに流された。

89) М. Н. Покровский, Историческая наука и борьба классов, т. I, стр. 115.

90) Н. Л. Рубинштейн, Русская историография, стр. 515.

身の説明に則して、以下の行論のなかでとりあげることにし、ここでもう一度、「概説」第1部の構成において占める第2章「経済状態」の地位について考えてみると、国家学派とミリュコーフ史学の間の一つの重要な違いのあったことが明らかになる。それはこういうことである。

国家学派においては、植民の歴史としてのロシア史というロシア史の特徴と、ロシア史における権力・国家の創造的役割という特徴との関連は、直接的で無媒介であるか、それともせいぜいのところ、住民の放浪的性格に由来する社会組織の弱さという契機によって媒介されるにとどまった。ソロヴィヨフは概して無媒介にロシア人の放浪的性格と国家権力の強さとをむすびつけ、これに対して、自生的な下からの社会組織の弱さという契機を重視した点に、国家学派の枠内でのチチャーリン史学の積極面があった。しかしソロヴィヨフはもとより、チチャーリンも、ロシア経済の後進性という点はほとんど無視した。これに対してミリュコーフは、ロシア経済の〈初歩性〉(элементарность)という新たな契機をつけ加え、これをもっとも重要なものとして、ロシア史に関する国家理論の基礎においた。ロシアの植民過程の立遅れと未完成に対応したロシア経済のこの初歩性と後進性、そしてこの事実規制された国家による経済発展助成の必要、従ってロシア近代工業の人工的性格——これらの点を論証するのが、第2章「経済状態」における著者ミリュコーフの主な狙いであった。

第2章も3節から成っており、第1節ではミリュコーフは、ロシアの経済生活が自然資源の収奪に依存する傾向が強かったことを説いたが、そこでも彼の説明は、次にみるように、〈基本的な社会学的傾向〉の解説から始められた。

「その天性の特質によって人間は、無条件に必要な以上の労働を、その生存の維持に費さない傾向をもっている。人間の需要と自然の資源の間の不均衡が大きくなる時はじめて人は労働の量の増加をよぎなくされる。このような不均衡がおりうるのは、需要の増加によってか、資源の減少によってかである。正に国の住民の数の増加に起因する需要の増加によって、われわれは先に、労働が強化される必然性を説明した。この場合われわれは、自然の資源の量は変らないと仮定した。しかし問題は次の点にある。即ち、自然の資源も同一にとどまることはなく、人口の増加と並行して減少する。自然の富にめぐまれた国を占めた場合、住民は、先ずこの最も手軽な手段に手をつける。即ち、このただの、あるいは労働の支出を最も必要としない自然の富を消費する。その場合、最初に使用されて徐々に根だやしにされるのは、その地方の動物性の富源、森や水中の動物である。次いで使い果されるのは、植物性の富源と土壌である。最後に国の鉱物性資源の番になる。これらすべての自然の貯えは、西欧では既に歴史以前の過去に手をつけられ、部分的には使い果されさえた。ロシアでは、これらの貯えを消費する過程は、わが国の経済生活の基本的な背景をなし、われわれの経済的発達を完全に現在まで赤い糸のように貫いている。」(I, 69-70)

自然資源へのロシア経済のこのような依存をミリュコーフは、ロシア史の特徴としての植民と関連づけて考えた。彼によると、ロシアの中心部では自然資源特に動物性資源の枯渇に伴って農業への移行がみられたが、これはロシア全体として自然資源の収奪が終った

ことを意味せず、この収奪はロシア平原の辺境、特に南と東の辺境、それからシベリアへの移民に伴って、住民の移住先で絶えずくりかえされた。「中央の富源が目に見えて枯渇した正にその時に、これらの新しい土地は、自然の富源の処女地を提供した」のであった (I, 70-71)。そして、政府はこの辺境への移住民に、またコサックに、国土防衛と財政上の必要から農業を勧めたが、うまくいかなかった。住民は、その地方に動物性の資源がなくなると、さらに辺境の地に移って行ったからである (I, 72-73)。ミリュコフはこのように説いて、次のような結論に到達した。

「結論として、……古いロシアの自然経済は集約的であることが最も少なかった。即ち、労働の緊張を最も僅かしか要求しなかった。それは反対に最高度に粗放的であり、自然のただの産物で満足していた。これらの産物が中心部で使い果されたのは、ようやく16世紀においてであった。南へ（そして東へ）行けば行くほど、それが使い果された時期はおくれ、若干の辺境では現在まで完全には使い果されていない。国の動物性資源を使い果して始めて、住民は最終的に農民になった。即ち、自らの食糧の労働による獲得に移った。しかしこの分野、即ち農耕文化の分野でも、ロシアの住民は現在まで、最も少ない労働投下の範囲を出ず、彼等の使用している農法は、最も粗放なものである。自然の無償の力がここでも先ず使用され、取り返しのつかないほど消費された。そして地力の枯渇が始めて住民をより掠奪的でない経営にむかわせた。」 (I, 74-75)

第1節でこのようにロシア経済の初歩性を強調したミリュコフは、工業を扱った第2節で当然、ロシアの近代工業、特に工場制工業の〈人工性〉(искусственность) を主張することになった。これは彼の国家理論的ロシア史観の当然の要請でもあったが、そのことによって彼のロシア工業論は、ナロードニキのそれと一致する面をもつことになった。即ち――

「西欧では、家内形態の工業が徐々に純資本主義的形態のものに転化した。ところがロシアでは、工場は、住民の内的需要の影響で家内形態の生産から有機的に発展することができなかった。それははじめて政府によって創られた。その際政府は、自らの実際上の必要（例えば軍隊のためのラシャの必要）と、国民的工業の発達の必要なる理論と考慮とによって導かれた。この理論も、それに則応した諸方策をも、ピョートルの政府は、当時西欧で支配的であった重商主義者の経済学説から借用した。その際古いロシアの家内工業者は忘れられ、新たな生産形態が、出来あいのまま、西方から移された。資本も労働者も企業家も買手ももたない国では、この形態は人工的手段によってのみ維持することができ、継続的な強化された保護のおかげでのみ広まることのできた。」 (I, 83-84)

しかし、ロシアの近代工業をその端緒においては人工的なものとしながら、ミリュコフは、その後の、特に農奴解放後の事態については、「農民改革の後、貨幣経済は自然経済を最終的に制圧することができた。年と共にますます、ロシアは経済生活の新たな段階の上で自らを堅固なものにした。この新たな段階においては、工業主義は内的発達の不可避的な産物であった。交換の簡易化と国内需用の増大、資本の増加と信用の広汎な発達は、当然、ロシア工業をヨーロッパ工業と同じ正常な状態に次第に近づけることになった。それと共に、国家の側からの特別な配慮に対する工業の権利も、著しく減少せざるを

得なかった。」(I, 94-95)とした。そしてその限りではミリュコーフは、マルクス主義者のロシア工業論に左祖した⁹¹⁾。彼は、「ロシア資本主義廃止の法令を出したり、保護主義の〈自然死〉と共に自然死をロシア資本主義に予言したりすることは、現在ではすでにいささかおそすぎるであろう。この主張を証明するために集められている諸事実は、ロシア資本主義が依然過渡期にあること、いずれにせよそれは西欧の資本主義からはるかにおくれていること、を証明し得るだけである。」(I, 95)といい、また農村家内工業を論じた部分でも、現在のロシア工業における家内工業の重要性を認めながら、「家内工業制の発達を、工場に対する〈国民的生産〉の勝利とみることは完全に誤りであろう。……このような家内工業生産は、その起源からいっても、その性格からいっても、最初から資本主義的であり、〈国民的〉ではなかった。」(I, 98)として、ナロードニキの見解を斥けた。

ミリュコーフのロシア工業論は、この「概説」執筆当時のミリュコーフの、経済的唯物論、あるいはマルクス主義への接近、逆にいえば、当時のロシアのマルクス主義者のロシア工業論のミリュコーフへの影響を具体的に示すものであった。しかしロシアの近代工業の端緒を専ら国家権力による人工的な移植によるものと考えた点で、ミリュコーフは、マルクス主義からは遠くへだたっていた⁹²⁾。そして、この後者の点がむしろ、ミリュコーフの国家理論的ロシア史観に則応していた。第2章第2節の改革後のロシア工業を論じた部分では、彼は著しくマルクス主義に接近したが、ロシア経済全体についての彼の基本的認識は、その初歩性と人工性ということにつきた。交通・商業・信用の発達を扱った第3節でもミリュコーフは、「ロシアはその歴史の全過程を通じてごく最近まで、人工的な交通路をしらなかつた、と確信をもっていうことができる」(I, 102)とか、「この〈信用制度の未発達の一—鳥山〉状況は、……自然経済となお手を切っていない経済的発展の低い状態、交易の受動的性格⁹³⁾、工業の人工的発達、立派な交通路の欠除——要するに、全経済体制の初歩性に完全に対応している。」(I, 126)とかいい、更に、第2章全体をしめくくった箇所でも次のように論じていた。

「数世紀にわたる極めておそい成長の後に、ロシアの経済的発達は、過去に前例のないような速度で、今世紀後半からいきなり前進している。経済状態のすべての条件の完全な変化は、われわれが住民の数や彼等のロシア領内への拡散における変化をたどって予言できたよりはさらに決定的に、ロシアの生活をその過去全体から切り離すであろう。しかし、……自らの過去からは抜け出しても、ロシアはヨーロッパの現在に加わったというに

91) 工業を論じた第2章第2節の最後の参考文献のなかには、М. Туган-Барановский, Русская фабрика в прошлом и настоящем と Вл. Ильин (Ленин), Развитие капитализма в России もあげられていた。(I, 100)

92) 「概説」第1部の出版後、ミリュコーフはそのロシア工業論、特にロシア大工業の人工的起源という点を、ストルーヴェとツガン=バラノーフスキーによって批判された。ミリュコーフは第3版と第4版の「序」(本稿で使用している第5版では巻末——276-93ページ——に収められている)でこれを取りあげ、部分的には批判者の意見を受入れたが、自説の本質的な点は譲らなかった。

93) ここで〈交易の受動的性格〉というのは、ロシア経済は永い間自給自足の体制にあったので、「外国の消費者はロシアの商品を必要としたが、ロシアの消費者は外国商品を必要とせず、それ故……交易の実務そのものが当然外国人の仲介者の手にあることになった」という事実(I, 108)をさしている。

は程遠い。……そして今、上に述べたこと全部を総括して、われわれは、わが国の産業的発達はこの巨大な成長全体が、現在にいたるまで、一部はあまりに初歩的で、一部はあまりに人工的な基礎の上に立脚していることを、再び想起しなければならない。」(I, 130)

「概説」第1部巻末の「まとめ」でもミリュコーフは、「古いロシアの工業は、上にみたように、すぐれて家内工業的性格をもっていた。これに対して資本主義的工業は、国家によって人工的に創られ、現在にいたるまで強力な保護なしにはやっていけないか、やっていこうとしないでいる。」(I, 266)と述べるにとどまり、改革後のロシア資本主義発展の必然性といったことにはふれていない。しかし、それではこの点、即ち、初めは人工的なものであったロシアの近代的大工業が、改革後は「内的発達の不可避的な産物」(I, 95)になった、という主張は、彼のロシア史観と本来全く無縁のものであったのかということ、決してそうではない。図式的にいえば、初めは上から、あるいは外から与えられ、移植されたものでも、やがて内面化されてその社会の有機的構成要素になることが、過去においてあり得たし、今後もあり得る、というのが、実は、ミリュコーフの歴史観、特にロシア史観の一つの特色であった。彼は第1部の「まとめ」でも、外国文化の摂取の問題に関連して、「問題は既に、一切の借用が合法則的乃至可能か否かではなく、いかなる形態が国民生活の所与の時点の現存の内容をつつむのにふさわしいと認められ得るか、ということであるべきである。」(I, 273)としていた。そしてこれは、「ロシア文化史概説」全体の理解のためにも、頗る重要な点であった。

しかし、ミリュコーフのロシア史観のこういう側面には、後段でもふれる機会があるので、ここではこれに関連して二つのこと、即ち、このような面からもミリュコーフのロシア史観は、国家学派のうちソロヴィヨフよりはチチャーリンに近いものであったと考えられること、それから、先にみた⁹⁴⁾「概説」第1部の「序説」における外的環境の重視というミリュコーフの歴史理論が既に、彼のこのような論理を用意していたこと、を指摘するにとどめる。

(7)

ミリュコーフは第2章「経済状態」に続いて、第3章で「国家構成」を扱い、然る後に第4章で「身分構成」を論じたが、その理由を彼は自ら次のように説明していた。この説明は、ミリュコーフのロシア史観の国家理論的性格をよく物語ると共に、「概説」執筆当時彼がマルクス主義、即ち、彼のいう〈経済的唯物論〉を如何に強く意識していたか、をも示している。「西ヨーロッパのどこかの国の文化を研究する際、われわれは経済構成から先ず社会構造に移り、然る後に始めて国家組織に移るべきであろう。ロシアに関しては、逆の順序をとること、即ち、社会構成の発達より先に、国家性の発達について知ることがより好都合であろう。問題は、西欧では社会組織が国家構成を条件づけたのに対して、ロシアでは国家が社会組織に大きな影響力を有したことにある。このテーゼは一見したところ道理にあわないように思われる。それは、あらゆる国家の政治構成は経済的〈土

94) 本稿, 17ページ.

台〉に対して〈上部構造〉たるべきである、という非常にひろまっている理論とするどく矛盾するかの如くである。しかしながら、われわれは、経済的土台に対する政治的上部構造の依存を決して否定はしない。経済的〈土台〉の正に初歩的な状況が、わがロシアにおいては、国家的〈上部構造〉の肥大を招来し、この上部構造の〈土台〉そのものに対する強力な反作用を惹起したのである。」(I, 133-34)

この引用に続けてミリュコフは、政治社会の成立・発展に関する彼の〈社会学〉を次のように展開した。これは一応、抽象的な一般論の形をとっているが、勿論ロシア史を念頭においたもので、ミリュコフのロシア史観を知る上に重要な箇所である。

「社会学は普通、どの文明民族も通過する社会形態の発展の三つの段階を区別している。第一は種族的状態、第二は封建的構成、第三は国民的軍事国家であり、この第三のものから現代の立憲的秩序が発達した。……西方においても（この西方に関してこの社会学的一般化はなされた）、政治的発達はその様々な部分において決して同一のものではなかった。」大西洋岸から東に行くにつれて「政治的発達のプロセス」はおくれている。「種族的組織の諸要素からの国家的構成の発生」は、セヌ・ロワール河畔では5-6世紀、ラインでは7-8世紀、東ドイツでは9-11世紀、チェコと南ロシアでは10-12世紀である。この「相対的におくれた政治的発達の原因は、疑いもなく、政治的進化の全過程を動かした内部のバネの弱さ乃至欠除である。政治的進歩のこのバネをわれわれは、経済及び社会構成の進化のなかに求めなければならない。」(I, 134-35)

「種族的段階は、普通、種族の有力な家柄が地方的な権力の獲得に成功する時、換言すれば、地方貴族層が現われる時、終末をつける。」この地方貴族層はやがて、種族の領域に対する最高権を手にし、他の住民を隷属させ、「かくして、種族社会の民主的組成は、階層分化によって、貴族的分子と隷属的分子に分化した。これがまた種族的状態の封建的状态への改編を招いた。……土地の共有は、私有と大土地所有に席をゆずった。……このように大土地所有の形成は、種族的状態と封建的状态の交替を招いた内部のバネとみなすことができる」が、「このような内部のバネの存在しなかったところでは、不足している〈内部のバネ〉の役割を外的状況が果し始めるまでは、この交替も行なわれ得なかった。……この外的状況は、戦争と交易という二つのものに帰することができる。この二つのものも同一の作用を及ぼした。即ち、種族の個々の成員の間における富と力の較差を大きくした。」(I, 135)

「しかし、富と力が外部から来る時には、……原始的な種族的組織に対するその作用は必然的に違ったものになる。この場合には種族の民主的組成はそのまま維持され、」外来の権力はこの種族的民主制の上にそのままのっかる形になり、「両者の間には土着の貴族層という中間の環が全く欠除する。」この結果、封建社会は、その成立がおくれるばかりでなく、西欧の「中世封建制の古典的形態」と全く違った形をとる。〈外来の政治権力〉は、それまで大土地所有が欠けているので、「土地に対する上級権と国内の最高権」を手に入れる。「貴族層の形成とその後の運命は、著しい程度において君主の政策に左右される。古典的封建制の国々でわれわれがみるように、その政策に影響を与え、その形を変えさせる代りに。」(I, 136)

このような一般論を展開した後、ミリュコフは、かように考えると、「ロシアにおける最も古い社会的発達と政治諸機関の研究からわれわれが期待できるものは、あらかじめわかる」とし、「種族的生活段階の非常な永さ、地域的貴族層の未発達、外からやって来て容易に土地に対する最高権を手にする政治権力、この権力のまわりに集って自己のより一層の請求権を自己の地位から引出す役人階級、即ち〈奉公〉人たち」を、ロシア封建社会の基本的特徴としてあげ、更に、「このようにして発生した国家は、これらすべての特殊性の故に、将来の専制の萌芽を既に蔵している。」とした (I, 136)。

ミリュコフはこのようにして、国家学派の氏族理論に代る新たな〈社会形態の発展段階〉の理論をもとに、国家学派の基本的な主張であった、モスクワ＝ロシアにみられる国家権力肥大の前提の東北ロシア（ロシア史の第2段階）における成立を、〈社会学〉的に説明した。この説明のなかには、ミリュコフと国家学派の関係という面で興味深いいくつかの点があったが、特に注目すべきは先ず第一に、ミリュコフのシェーマにおける〈外的状況〉の役割であった。

かつてソロヴィヨフやカヴェーリンは、東北ロシアに成立した新しい社会形態、即ち彼等のいわゆる荘園的あるいは家族的状態乃至構成を、キエフ＝ロシアにおいて支配的であった氏族的状态乃至構成から、そのいわば自己分解の結果成立したものとしていた。ソロヴィヨフは、そのヘーゲル流の有機的社会発展観にもかかわらず、この点でなお不徹底であったが⁹⁵⁾、カヴェーリンは、「ロシアの政治生活に徐々に起ったすべての変化は、家父長制的・氏族的状态から有機的に発展した、とア・プリオリに、間違いなしに結論することができる⁹⁶⁾。」と断言していた。これに対してチチェーリンは、荘園的な私的所有の原理は、征服者たるヴァリャーギ（ノルマン）によって外から持ち込まれたものである、と考えていた。チチェーリンにとっては、ロシア社会の新しい段階への移行の契機となった「荘園的権利は、……ソロヴィヨフ氏の述べた考えにもかかわらず、……征服に根拠をもっていた⁹⁷⁾。」チチェーリンが、ロシア史における外的契機の重視の点でソロヴィヨフ、カヴェーリンと違っていたとさせる根拠は、具体的にはこのような点にあり、また、国家学派のロシア史観を、ミリュコフがとりわけチチェーリンから継承した、とわれわれが主張する根拠の一つも、こうした点にあった。一方の法学的思考と他方の社会学的演繹ということを除けば、チチェーリンとミリュコフの違いは、ロシア社会の第一段階から第二段階への移行については、前者が外的契機として征服を考えたのに対して、後者が戦争と交易を考えた、という点にほぼ限られていた。

チチェーリンは中世ロシアにおける外来権力の意義を重視し、そのためそのロシア史観は、ソロヴィヨフやカヴェーリンよりさらに国家理論的色彩の強いものになったが、この点でもミリュコフは、ソロヴィヨフやカヴェーリンよりもチチェーリンの後継者であっ

95) ソロヴィヨフは、荘園的原理の成立を、キエフ＝ロシアの中心たる南ロシアと歴史的・地理的環境の違っていた東北ロシアへのロシア史の中心舞台の移動ということと、からませて考えていた。(本稿、46ページ参照)。

96) Кавелин, Собр. соч., I, стр. 285.

97) Чичерин, Опыты, стр. 286.

た。ソロヴィヨフやカヴェーリンにとっては、ロシアの専制権力（モスクワ国家）は、基本的には、氏族制の発展・分解の結果、そこから有機的に生れたものであったから、原理的には、モスクワ時代までは権力の役割は相対的に低く、またモスクワ時代に成立する専制権力自身、本来民族的な基盤をもたざるを得なかった。これに対してチチェーリンは、異民族（ヴァリャーギ）による征服に、ロシアにおける政治社会成立の端緒をみ、次いで同じ〈外来の政治権力〉たるタタール（モンゴル）の支配に、ツァーリズムの成立における積極的意義を認めていた。即ち、「ノルマンは支配種族ではなかった。……ノルマンの支配とか、ノルマン時代というのは問題になり得ない⁹⁸⁾」としていたソロヴィヨフが、〈モンゴル時代〉という用語にも反対し、諸公の「国内統治に対する彼等（モンゴル——鳥山）の大きな影響を推測する根拠をわれわれはもっていない。かかる影響のほんの僅かの痕跡をもわれわれはみないからである⁹⁹⁾。」と主張して、中世ロシアにおけるモンゴル支配の意義を軽く見ていたのに対して、チチェーリンは、「ロシアでは東方的専制が手本の役割を果たした。」とし、モンゴルの支配は、「ロシアの国民を外的な桎梏に従属させることで、従順になれさせ」、「ロシアの社会がそれなしにはやっていけず、かつロシアを今日あるが如きものにしたところの、単一の、強力な中央権力の確立を大いに促進した。」と考えていた¹⁰⁰⁾。

従ってチチェーリンにあっては、権力の意義はモスクワ国家成立以前において既に、ソロヴィヨフやカヴェーリンの場合より重要であり、同時に、モスクワの専制権力の絶対性、超越性という点も、より強調されることになった。チチェーリンは、「わが国では公の権力が国民生活の唯一の推進力であった¹⁰¹⁾。」とか、「公たちがばらばらのスラヴ系諸種族を一つに集め、公たちが彼等の手にしたこの財産を私的な相続権によって細分し、公たちがまた、ばらばらにされた諸部分をのちに一つにまとめた¹⁰²⁾。」とかいい、モスクワ国家の成立についても、「国家は、上から、政府の活動によって組織されたのであって、住民たちの自主的な努力によって組織されたのではなかった¹⁰³⁾。」としていた。

このように見えてくると、ロシアにおける権力関係の発生を〈外的状況〉に求め、そこから〈外来の政治権力〉を重視して、その下で、やがて成立するツァーリズムの萌芽も生れた、とするミリュコーフのロシア史観が、ソロヴィヨフ、カヴェーリンよりはチチェーリンに近いものであったことは明らかである。ミリュコーフは、種族的結合の「最後のなごりが植民の過程に消滅し、」土着の貴族層もそこでは無力であったので、モスクワ国家成立前に既に、東北ロシアの「諸公の土地に対する最高権は完全に不可侵」であった、といい（I, 140）、更に、「ヨーロッパではすべてが下から行なわれたが、わが国では上から行わ

98) Соловьев, История России, Соцэкгиз, кн. I, стр. 56.

99) Там же, кн. II, стр. 489.

100) Б. Н. Чичерин, О народном представительстве, Москва, 1866, стр. 360.

101) Чичерин, Опыты, стр. 10-11.

102) Там же, стр. 285.

103) Там же, стр. 381.

れた。」という、チチェーリンの有名なテーゼ¹⁰⁴⁾を継承して、次のように主張していた。

104) この表現は、正確にはチチェーリン自身のものではなく、彼の処女作〈Областные учреждения России в XVII веке〉(M. 1856)に対する書評で、先輩のカヴェーリンが、「チチェーリン氏は、極めて正当にも、ヨーロッパではすべてが下から行われたが、わが国では上から行われた、という考えに、何回か立帰っている。」(Кавелин, Собр. соч., I, стр. 566)と述べたのに由来している。なお現在のソ連の研究者は、この言葉や、同じ書評のなかの「ほんの僅かの細部を除いて、われわれは完全に著者と同意見である。」(Там же, стр. 543)といった表現を有力な論拠として、学界へのチチェーリンの登場後は、カヴェーリンはチチェーリンに追随したとしている(Очерки истории исторической науки в СССР, т. I, стр. 346, II, стр. 103)。ソロヴィヨフについても同様のことが指摘され(Там же, т. II, стр. 113; Историкография истории СССР, стр. 294; В. И. Астахов, Курс лекций по русской историографии, 1965, стр. 456-7)、そしてその結果、「弟子がその師たちの指導者になり、国家学派の出発点となる諸原則をより完全に発展させて体系化し、より明確に組織し、それらに、理論的なドグマたるの意義を与えた。」というふうにいわれている(Очерки истории....., II, стр. 113)。これに対してグロートフーゼンは、少なくともソロヴィヨフについては、50年代後半以降も、その歴史観に本質的な変化は認められないとし、ソロヴィヨフへのチチェーリンの影響を過大評価することに反対している(Grothusen, a. a. O., S. 129, 232)。私はこの問題について、研究が不十分なので、現在のところ発言を留保せざるを得ないが、ここでいえることは、ひとしく国家理論的ロシア史観の持主であったとはいっても、ソロヴィヨフ、カヴェーリンとチチェーリンの間には、最後まで、少なくとも国家観の点で、ある程度の違いがあった、ということである。チチェーリンとソロヴィヨフの違いについていえば、前者は明らかに、ヘーゲル右派的国家観(歴史観としては、一種の権力史観)の持主であり、彼にとって、「国家は、共同生活の最高の形式、社会的分野における民族の最高の表現である。主に言語の単一性という点に表現されている不明確な民族は、国家のなかで単一のものにまとめられ、単一の祖国をもち、国民になる。」(Опыты, стр. 369)また「国家は人間生活の最高の諸原理を実現すべき使命をもち、……世界史的役割を果し、人類の運命の決定に参与する」ものであった(Чичерин, О народном представительстве, 1866, стр. 402)。もっとも、このようなヘーゲル的な国家観は、本質的には、ソロヴィヨフのものでもあった。即ち、ソロヴィヨフにとっても、「国家は国民にとって必要な形態であり、国家なしには国民は考えられない」(Соловьев, Соч., стр. 1126—Рубинштейн, Русская историография, стр. 325 所引)のであった。従って、このような歴史観に立って書かれた彼の〈ロシア史〉に対するスラヴ派の批評——「ロシアの歴史ではなく、ロシア国家の歴史でさえなく、ロシア史における国家性の歴史にすぎない。」(А. С. Хомяков, Соч., т. III, стр. 232);「著者は〈ロシア史〉において一つのもの、即ち国民に注意しなかった。」(К. С. Аксаков, Полное собр. соч., т. I, стр. 253)——も、かなりの誇張を含むとはいえ当たっていた。しかし、「政府は……市民の歴史的生活の所産である」(Соловьев, Соч., стр. 1122—Очерки истории....., I, стр. 363-64 所引)とし、「国家の発展・成長を国民の発展・成長と共に追跡しなければならない」(Соловьев, Соч., стр. 632—Рубинштейн, Указ. соч., стр. 324-25 所引)と考えていたソロヴィヨフは、この〈ロシア史〉でも、チチェーリンのように、「(ロシアの一島山)国家は、上から、政府の活動によって組織されたのであって、住民たちの自主的な努力によって組織されたのではなかった。」(Чичерин, Опыты, стр. 381)として、国家と国民、政府と民衆を完全に切離して扱うようなことはしなかった。次に、チチェーリンとカヴェーリンの国家観の違いについて一つだけ指摘すると、カヴェーリンにとっては、国家の成立・発展史は同時に個性の解放・確立の歴史であり、ロシアの歴史的発展のシエーマにおいても、国家の形成は常に自由な個性の展開と並行して考えられていた(Cf. Grothusen, a. a. O., S. 103-104)。ところが、チチェーリンのシエーマにおいては、個性の解放という側面は国家の発展のかけかたれ、個性はむしろ、社会発展の低い段階に優勢な恣意と利己主義の原理としてとらえられ、国家こそが客観精神の最高の表現である、とのヘーゲル右派的国家観が貫徹された。この点で特徴的なのは、チチェーリンの次の言葉である。「个性的原理の極端な発達が、全く反対の国家的原理の確立をもたらした。これが歴史現象の弁証法的発展である。」(Чичерин, Опыты, стр. 336)かくして、ソロヴィヨフ、カヴェーリン、チチェーリンの歴史観の根本的な共通性と共に、その違いにもわれわれは注意を払わなければならない。チチェーリンが、ロシア史における権力関係発生の端緒を征服という外的契機に求めたこと自体、上のような彼の国家観と無関係ではなかった、と考えられる。彼の国家観と、ロシア史における外的契機の彼による重視との関連については、これまでの研究文献でも注意が払われていないが、無視できない点と思われる。

「西ヨーロッパでは国家構成が内的な過程の結果であったのに対して、ヨーロッパの東部では国家的組織は、内的な経済的発展がそれを創造し得るより先に、つくられた。ヨーロッパの社会と国家は、いわば下から上へ構築された。そこでは事実、中央集権化された国家権力が、あらかじめ組織されていた封建的土地所有者という中間層の上に立つ上部構造として現れた。この中間層は、それはそれでまた、定住的農民層なる緊密に組織された下層の上に成長したものであった。ところがわが国、特に東北ルーシでは、社会は上から下へ構築された。即ち、中央権力は、全く欠けているかあまりに弱い地方的貴族層に代る軍事的奉公人階級を、自己の下に緊縛し、しかしてこの奉公人階級は農民層を自己の下に緊縛した。この農民層は、植民の過程においてその種族的結合を既に失っていて、しかもなおロシアの国土をさまよい歩き続け、多く一時的な定住者として私的な賃借の条件で土地に定着していたものであった。……社会的構築物の下の諸層の他ならぬこの無準備ともろさの故に、最も上の国家的〈上部構造〉は、自分自身の維持に不可欠な社会的結合をたとえ外面的にでもかためるために、その活動を強化することになったのであった。」(I, 143-44)

このようにして、ロシア史における第二段階から第三段階への移行も、ミリュコーフにとっては、「内的な発展の過程によっては説明できない現象」ということになった。そしてその説明をミリュコーフは、ここでもまた、〈外的原因〉に、即ち「一部は自衛、自己保存という自然の要求、一部は国民的統一の理念に導かれた領土掠取という意識的政策」という点に求めた (I, 144)。即ち、「14世紀中葉以来モスクワは、分解しつつあった金帳汗国の不穏な後継者たち、即ち、クリム、ノガイ、カザンの汗たちからの防衛を強化しなければならなかった。他方ロシアの諸公の間の権力をめぐる自然発生的なたたかいは、勝利者たるモスクワの公をして、〈全ルーシ〉の統一という、より広汎で意識的な課題を設定させた。……防衛と統一というこの二重の課題を遂行するために、モスクワは軍事国家への転化を迫られた。」(I, 142) というのが、ミリュコーフの説明であった¹⁰⁵⁾。

そして更にミリュコーフは、この「軍事的国民国家への転化のために、モスクワも……兵士と貨幣を必要とした」が、モスクワでは、西方と違って、「土地貴族の形成が先行する社会的発達のかなかに根をもっていなかったため」、「政治権力は既に十分に強力で」、「多少とも強力な封建的要素との闘争に入る必要がなかった」ので、君主は「政治技術の教訓を、西欧やポーランドからではなく、ビザンツと西スラヴから、そして恐らくはトルコからさえ手に入れ」た、とした (I, 142)。これは具体的には、国民的軍事国家に必要な、「完全に政府に従属する特殊な軍事的〈奉公人〉階級の創設に関する制度が、モスクワ政府によって東方から借用された」(I, 143) ことを意味し、ここでも彼は、「ロシアでは東方的専制が手本の役割を果たした」というチチャーリンに従っていた。

105) このミリュコーフの考えが、ソロヴィヨフに始まりスターリンにいたる、東方民族とのたたかひという古典的なロシア史観の系譜の上に立っていたことは、明らかである。

(8)

ロシア社会の〈種族的状態〉から〈封建的構成〉への移行が、〈内部のバネ〉を欠いたまま、戦争と交易という〈外的状況〉によって招来されたことによって、ロシアの〈封建的構成〉はいわば非典型的な構造をもつことになった、としたミリュコーフは、ロシアにおける「国民的軍事国家の創造も、初歩的な経済的基礎の上に——ある意味では人工的・強制的に——もたらされたものであったから、このことは、「新たにおこった国家のその後の発展にも、再び経済＝社会生活の内的発達とは全く不相応に、影響する」ことになった (I, 144), と主張した¹⁰⁶⁾。これは、ミリュコーフのロシア国家観を支えていた基本的な発想であり、経済の初歩性と社会の未組織という条件の下で、自衛のため何よりも軍事国家として生れたロシアの国家は、その成立後も、その社会的・経済的発達とは不相応な軍事的課題を果すため、何よりも〈兵士と貨幣〉の調達に関心を集中¹⁰⁷⁾し、国家行政の改革もすべてこの二つの関心から生れた、とミリュコーフは考えた。即ち、「モスクワは15世紀末から本当の軍営、参謀本部になった。……この永い戦争と植民の過程に、モスクワの君主の〈祖先たち〉のかつての経済的配慮は、当然後景に退き、より複雑で困難な新たな当面の関心事、即ち貨幣と軍隊の調達が前面に現れた。軍隊と財政——この二つの対象が15世紀末から永い間中央権力の注意を完全に奪い、他のすべての本質的改革、特に国家行政面でのそれは、結局のところ常にこの二つの主な必要事によって招来される。」 (I, 145)

ミリュコーフのこのような基本的認識は、この「文化史概説」に先立つ前記の「モスクワ国家の財政史の諸争点」と「18世紀第1四半紀のロシアの国家経済とピョートル大帝の改革」で到達した次のような結論にもとづくものであった。「15世紀末からピョートル大帝の死まで、ロシアは国家行政機構全体の根本的変革を五回経験している。いずれの場合にも、この変革の根底には財政の再編成の必要があるが、財政の再編成の必要は常に軍事技術面でのなんらかの必要な改善の結果、軍事費の急増によってひきおこされている。」 (I, 145) この引用に続く部分でミリュコーフは、この五つの場合 (1490年代, 1530年代, 1620年代, 1680年代, 1700-1720年代) のそれぞれについて、軍事的必要と財政の再組織と国家行政全体の変革との関連を確認し (I, 145-49), 次いで、ピョートル以降の帝制ロシアにおいても歳出のなかで軍事費が高い比率を占めてきたことを、数字的に明らかにして (I, 145-56), 第3章の第1節をとじた。

第2, 第3節は総論的な第1節に対して、いわば各論に当り、第2節ではミリュコーフは、先ず冒頭で、「軍隊や税金の増加ばかりでなく、ロシアの諸制度の発達や諸身分の組

106) ミリュコーフは、「内的成長に対するこの外的成長の優越によって、ロシアの社会史の基本的特徴はすべて説明される。」ともいい、彼がロシアの「社会的進化より先に政治的進化」を扱う理由もここにある、とした (I, 144)。

107) 「(国家権力強化への——烏山) この要求は、内部から、即ち社会の内的発達の結果ではなく、国家的防衛という外的な必要の結果、現れた。強力な国家権力が国の軍事的防衛のために必要であり、軍事的必要が永い間国家の優先的必要事であった。」 (I, 「まとめ」, стр. 267)

織もすべて、ロシア政府の急速に増大した軍事的・財政的需用に対する答えであった。」(I, 157) ことを確認し、つづいて、ロシアの税制・財政制度の歴史的変遷を概観した(I, 157-84)。これは、それ自体としては、ロシアの税制・財政史の要領をえた概観であったが、その叙述全体を支えていたのは、上にみたような著者のロシア国家観であった。このことは、例えば、ロシア税制史の上で重要な例のチャグロ(ТЯГЛО)に関する次のような理解に最もよく現われていた。「ロシアの住民のチャグロ的組織化の意味は、ロシアの社会組織についてわれわれが一般的に指摘したのと同じ特徴に帰せられる。即ちそれは、ロシアの経済的未発達と、外的必要と外交によって創られた国家的需用の不均衡な発達との合成された結果である。」(I, 160)

この税制史の概略のあとで、即ちこの章の最後の第3節で、ミリュコフはロシアの行政機関の歴史を特徴づけたが(I, 185-205)、これは、いうまでもなく、軍事技術面での必要→財政の再編成→行政機関全体の改組、という著者のシェーマによるものであった¹⁰⁸⁾。第3節の最初の部分の次のような言葉が、このことをよく示していた。「ロシアの国家組織も、これまでに述べた同じ不可欠の諸要求の直接の圧迫下に、即ち、急速に増大した軍隊と貨幣への需用の影響下に、発達した。」(I, 185)「これらの軍事的=財政的の二重の変更にはそのたびごとに、さらに第三の系列の現象がともなった。即ち、そのたびに国家諸機関の新たな再組織がともなった。この再組織の主な目的は常に、同じ貨幣と軍隊への需用を満すことであった。」(I, 186)

ミリュコフのロシア国家観は、以上のように、典型的な国家理論的性格をもっていたが、それでは、このような国家理論的ロシア史観とミリュコフの自由主義とよばれるもの¹⁰⁹⁾とは、彼のロシア史観全体のなかでどのような関連をもっていたのであろうか。この問題は、実は、既に国家学派において、彼等の国家理論的ロシア史観と西欧派的な政治的自由主義との関連=矛盾の問題として存在し得たものであった。しかし、ミリュコフの場合には、これは、先にみたそのシェーマで第三段階たる国民的軍事国家から生れるとされていた〈現代の立憲的秩序〉のロシアにおける成立の可能性を、ミリュコフ自身どのようにみていたか、という、より具体的な疑問の形をとる。これについてミリュコフは、この「概説」では理論的な説明を与えていない。少なくとも、戦争と交易とか、防衛と植民とかいった一義的・決定的な契機を彼はあげていない。

しかし、第3章のミリュコフの叙述全体と、外的契機と国家の役割を重視する彼の本来の論理からするならば、彼は次のように考えていた、とすることができるようと思われる。即ち、極めて非典型的なロシアの〈国民的軍事国家〉も、恐らくは外圧(政治的のみならず、文化的なものも含めて)の影響下に、そしてやはり国家の創意による改革によっ

108) 第3章の標題は、詳しくは、「国家構成(軍隊、財政、諸機関)」であった。

109) ミリュコフの政治活動はもとより、政治思想も本稿では扱わない。彼が「概説」の出た90年代に既に、その自由主義的言動によって知られ、文教当局の圧迫をうけていたことについては、Милуков, Воспоминания, I, とくに第4, 第5章を参照。

て、次第に正常な〈国民的軍事国家〉に移行し¹¹⁰⁾、そこから、いわば自然成長的に〈現代の立憲的秩序〉への移行も起り得る、と。そしてこの点で、ミリュコーフが、エカテリナ2世の地方行政改革を論じて、「地方的な社会グループの義務的な連帯責任なるモスクワ的秩序とは全く共通性をもたない法的原理の上に立つ地方自治の端緒が原理的におかれた。」(I, 198)、としていたのは、極めて特徴的であった。このエカテリナの改革が、非正常的なそれまでのロシア国民国家の発展を正常なコースに移す上で重要なものであった、とミリュコーフが考えていたように思われること¹¹¹⁾は、第1部の「まとめ」のなかの次の文章からも読みとれる。

「政府諸機関は緊急の必要の下に創られ、この必要の性格に対応していた。即ち、主として財政的・軍事的な性格をもっていた。本来、行政と司法は国家にとって二次的なものであり、財政機関と軍事機関に併されていた。役所の非体系的な集積、すべての地方事項のモスクワへの、とりわけ軍事・財政機関への集中といったことが、古いモスクワ的統治の基本的特徴であった。新しい秩序への移行は、体系的に並列される中央機関の導入により、また、多少とも自主的な地方単位を組織することによって、行われる。18世紀後半、エカテリナ2世の時から、ロシアでは正常な地方制度が設けられ、アレクサンドル1世の時から、地方機関と中央機関の間の正常な関係が確立され、そしてアレクサンドル2世の時から、地方事項の若干の部分が全身分的な地方自治の権限に移される。」(I, 267-68)

(9)

「ロシア文化史概説」第1部でミリュコーフは、ロシアの社会組織を論ずるに先立ってその政治形態の変遷を扱い、そしてそのことを、先にみたように、ロシア史における社会と国家の特殊な、いわば逆立ちした関係ということ で正当化していた。これは、ミリュコーフのロシア史観の国家理論的性格を典型的に示すものであった。しかし具体的な説明においては彼は、第3章「国家構成」で既に、ロシアにおける専制権力成立の前提として、経済の初歩性と並んで社会の初歩性、即ち自立的な社会組織の弱さを考えていた。このことは、以上のいくつかの引用から既に明らかであるが、その他にも彼は、やはり第3章のな

110) 外から人工的に移植されたものが、やがてその社会の有機的な構成要素——それも非常に重要なそれ——になり得るという歴史観の持主でミリュコーフがあったことの実例として、われわれは、先に指摘したロシアへの工場制工業の移植と、モスクワ・ロシアの軍役制度の東方的起源という主張をあげることができる。

111) エカテリナに対してピョートルの改革は、戦争→財政→改革というモスクワ型の改革の最後のもの(I, 148-9)、現実にも彼の改革は人頭税制(I, 167-8)などを除いて、失敗とみられるものが多かった(I, 193-5)、とミリュコーフは考えた。なお、このピョートルとエカテリナの対比の点でも、ミリュコーフは、ソロヴィヨフ、カヴェーリンよりはチチエーリンの後継者であった。ソロヴィヨフ、チチエーリン、ミリュコーフのピョートル観については先にのべた(本稿、13-4ページ)。カヴェーリンについて補っておくと、「彼の理想はピョートル大帝であった。彼はピョートルについて感動をもって語り……大帝の天才的エネルギーに驚嘆した。……彼はピョートルについてつきることなく語った。」(Памяти К. Д. Кавелина, «Русская старина», 1885, июнь, стр. 657-58—Н. Г. Сладкиевич, Очерки истории общественной мысли России в 50-х—начале 60-х годов XIX века, Л., 1962, стр. 229 所引) ミリュコーフのそれと類似するチチエーリンのエカテリナ改革観については、本稿39ページの引用を参照のこと。

かで、例えば、「あちら（西欧——鳥山）では、州は特別な諸権利で結びあわされた密度の高い閉じた全体であり、州はこれらの権利を永い間国家に譲ろうとしなかった。ロシアの歴史は、いかなる強固な地方的結合も、いかなる地方的組織をもつくり出さなかった。モスクワに併されるとすぐに、併合された州はアトムに分解し、これから政府は好きなものをつくることのできた。」(I, 189) といったことを述べていた。

従って、極く図式的に言えば、ミリュコーフは、植民過程の未完成をいわば大前提とする経済の初歩性と社会の未組織が、ロシア史において権力、国家に大きな役割を割当て、この国家が上から諸身分を創ることによって、社会を組織した、と考えていたといえる。そして今この図式を「概説」第1部全体に拡大してみると、国家（専制的政治権力）の確立までは、植民の未完成→経済の初歩性→社会の未組織→専制国家の成立、という論理的序列が考えられるが、一たび専制権力が確立されると、今度はこの万能の国家権力のイニシアティブですべてが行われる、即ち南・東部の植民が行なわれ、近代工業が創設され、西欧の政治制度が移植され、そして社会の組織化も国家によって上から行なわれる、というのがミリュコーフの基本的な構想であった、といえる。チチュエリンにとってと同様、ミリュコーフにとっても、「国家の形成はロシア史の正に転換点¹¹²⁾」であったのである。

従って、ミリュコーフのこのようなロシア史観に則していえば、社会組織を扱う章は、植民や経済を扱った章と同様、政治形態を扱う章に先行しても一向にかまわなかったのである¹¹³⁾。そして事実、第1部の「まとめ」ではミリュコーフは、第2章「経済状態」の内容の要約にすぐつづけて、即ち第3章「国家構成」を要約するに先立って、第4章「身分構成」の内容を要約した。この要約は、以下に取上げる第4章全体の総括として重要であるばかりでなく、彼のロシア史観のなかで、ロシアの社会組織・身分制度の理解がどのような位置を占めていたか、をもよく示していた。少し長くなるが、そこでミリュコーフは、ロシア経済の初歩性を強調したのに続いて、次のように述べていた。

「このような脆弱な土台の上には極めて初歩的な社会組織しか、しかも非常に苦勞して、かつゆっくりしか、創られようがなかった。物質的な関心の初歩的な発達の下では、社会的分化のための十分に強力な刺戟も存在しなかった。明確な身分別グループ化の基礎になるような、十分に強力な複雑な物質的結びつきも存在しなかった。かくして社会的素材は、国家権力強化へのやはり初歩的な要求が現われるまでは、ばらばらの、形をなさない、カオス的な混淆の状態にとどまった。……それ（軍事的要求——鳥山）を充足するた

112) Чичерин, Опыты, стр. 380.

113) というよりは、ミリュコーフの理解では、ロシアの植民史・経済史は、そして社会史も、専制権力の確立の時点で、それまでの原理的には自律的なものから、国家によって方向づけられる従属的なものに転化して、性格を全く変えるものであったから、こうしたものをそれぞれ部門史の形で通史的に扱う「概説」の構成自体に、もともと、無理があったともいえる。〈土台〉の〈上部構造〉に対する一義的な規定性を前提として書かれたマルクス主義者ポクロフスキーの「ロシア文化史概要」の場合には「経済制度」に始まる段階的な部門別構成も、それなりに無理のないものであったが、ミリュコーフの「概説」の部門別編成は、彼の国家理論的ロシア史観といわば矛盾するものであり、これが概説におけるミリュコーフの論理と叙述に少なからぬ混乱をもたらしている、と私は考える。

めに国家は社会組織を創り、社会的結びつきを緊密なものにしなければならなかった。かくして、貨幣への要求を充足するために農民（と都市）の郷単位の結びつきが生れ、軍隊への要求を充足するために奉公身分の郡単位の結びつきが生れた。国家の需用が増大し、住民への公課がふえるにつれて、この結びつきは次第にいよいよ強制的なものになり、結局17世紀に、諸身分、即ち、農民身分並びに都市身分と奉公身分の総体的な緊縛をもたらした。この緊縛は、ロシアで始めて諸身分間に障壁をおき、諸身分の内部的組織化を本質的に助成した。18世紀に緊縛からの解放の逆の運動が始まり、諸身分は内的な自立性の精神を身につけ始める。しかしながら、18世紀における身分精神のこの発達は、ロシアの身分史のなかに地盤をもたず、結局のところ、過渡期の一時的で借物の産物にとどまった。……ロシアの国家性は……諸身分グループを自分の行政上の目的のための道具として利用し、あるいは創造しさえした。」(I, 266-67)

ミリュコフ自身によってこのように要約された彼のロシア社会観、身分制観は、ほぼ完全にチチュエーリンのそれを継承したものであった。チチュエーリンがロシアの住民の流動性と自生的社会集団の欠除ということから、国家による社会の組織化、諸身分の創造を考えたのに対して、ミリュコフがこれに経済の初歩性という契機を加えた点を除くと、両者のロシア社会観はほとんど違わなかった。

チチュエーリンによれば、住民が定住的な西欧では、「諸関係の確実性の結果、身分制原理がロシアにおけるより強力に発展せしめられた¹¹⁴⁾。」そこでは〈結合の原理〉(союзное начало)が支配し、人々はそれぞれ自主的に身分をつくり、王権と契約を結んでそれを制限した。しかるにロシアでは、「人民の間における自主性の不足が、政府の活動の過剰によって補われなければならなかった¹¹⁵⁾。」住民が広大な平原にばらまかれ、絶えず移住し、相互に孤立していた「ロシアでは、すべての関係の不安定性の故に、契約の一時的性格¹¹⁶⁾の故に、諸身分は西欧におけるような確実性をもつことができなかった¹¹⁷⁾。」ロシアでは明確な身分制度は、西欧とは違って、むしろ中央権力の創造物であった。権力が領主に国家への奉公(勤務)を義務づけ、町人や農民に貢租を義務づけることで、流動的な社会から諸身分が創られた。即ち、「新たに起った国家的原理の故に、諸身分はわが国では、自由な人々の範疇から緊縛的な結合に転化した¹¹⁸⁾」のであって、ロシアの諸身分は権力に起源をもつ強制的・義務的なものであった。

ロシアの農奴制も、チチュエーリンによれば、国家の創造物であった。中世の農民は移動の自由をもち、彼等の流動性は16世紀まで続いた。農民は国家権力によって16世紀末はじ

114) Чичерин, Опыты, стр. 354.

115) Чичерин, О народном представительстве, 1866, стр. 361.

116) 公と貴族、領主と農民の関係が土地を媒介とした恒久的なものにならなかった、ことをいう。「土地は、その広さの故に、彼等にとってあまりに僅かの意義しかもたず、領主と移住者の間の強固な鎖の役を果し得なかった。」(Чичерин, Опыты, стр. 176)

117) Чичерин, Опыты, стр. 352.

118) Чичерин, Опыты, стр. 354.

めて土地に緊縛された¹¹⁹⁾。この緊縛はしかし、国家への奉公への領主層の緊縛に続いて行なわれたものであった。「これは一つの身分のそれだけの緊縛ではなく、すべての身分の全体としての緊縛であった。これは、それが誰であろうと一切のものに課せられる国の負担であった。すべてのものがひとしく、それぞれの職分に応じて、その全生涯をあげて国家に奉公しなければならなかった。奉公人は戦場と一般公務の場で、担税民、即ち町人と農民は様々の公役、納税や諸義務を果すことで、最後に私領の農民は、納税と諸義務を果すほか、自分の領主に対する奉公によって、領主はその農民のたすけがあって始めて国家への自分の奉公を果すことができたのである¹²⁰⁾。」

ロシアの自然条件に原因をもつ住民の流動性と、そのための権力による上からの社会の組織化という思想は、既にソロヴィヨフにもみられた。ロシア史に関する植民理論の創始者ソロヴィヨフは、先にみたように、広漠たるロシア平原における住民の絶えざる移動ということを力説し、そこからロシア社会の〈内部の結びつきの不足〉を指摘して、この事実とモスクワ国家の中央集権化政策との関連を次のように論じていた。「中央集権化は内部の結びつきの不足を補い、この不足によって条件づけられ、そして当然施恩的であり、不可避的である。それがなければすべてが分解し、四散するであろうから。これは、内部の結びつき、内部の結束の喪失になやんでいる病める器官に当てられた外科の包帯である¹²¹⁾。」しかし、ソロヴィヨフにあっては、国家権力による諸身分の創造という明確な思想はなおみられなかった。

これに対してカヴェーリンは、その発表が国家学派の成立にとって綱領宣言の意味をもってたとされる初期の著作、「古ロシア法制考¹²²⁾」で既に、「ヨーロッパには諸身分が存在するが、ロシアには存在しない¹²³⁾。」と、はっきりのべていた。しかしこのカヴェーリンも、ロシアの諸身分が国家の創造物であることを認めたのは、10年後のチチェーリンの処女作を紹介した論文においてであり、しかもその際にもカヴェーリンは、国家の創造的能力という点に次のように若干の留保をつけていた¹²⁴⁾。即ち、「わが国では、諸身分の

119) チチェーリンは、ロシア農奴制成立の問題を、主にその論文、〈Холопы и крестьяне в России до XVI века〉(Опыты по истории русского права, 1858 の第3論文—стр. 142-231)で扱った。

120) Чичерин, Опыты, 227-28.

121) Соловьев, История России, Соцэкгиз, кн. VII, стр. 27.

122) К. Д. Кавелин, Взгляд на юридический быт древней России, 1847.

123) Кавелин, Собр. соч., I, стр. 6. この文句は次のような文脈のなかで述べられていた。「歴史のなかには、相似た特徴は一つもなく、多くの相対立した特徴が存在する。ヨーロッパでは、従土制原理が封建制国家を創っているが、ロシアでは従土制原理は分領制国家を創っている。封建制度と分領制度の関係は、会社と家族の関係のようなものである。ヨーロッパには諸身分が存在するが、ロシアには存在しない。ヨーロッパには貴族層が存在するが、ロシアには存在しない。あちらには特別の都市制度と中間身分が存在し、ロシアにも同様な都市制度と村は存在するが、他の諸身分が存在しないように、中間身分は存在しない。ヨーロッパには騎士制度が存在するが、わが国には存在しない。あちらには、世俗的権力を付与されて国家と争う教会があるが、こちらでは教会は、なんらの世俗的権力をもたず、平和的な関係において、国家に従属している。……」(Там же)

124) これは、歴史の有機的発展を重視するカヴェーリンの歴史観の一表現であり、こういう点にも、カヴェーリンとチチェーリンの間には微妙な相違があった。チチェーリンの学界登場後、カヴェーリン(とソロヴィヨフ)は「弟子」に追随した、と簡単にいえない所以である。

創造において国家が極めて積極的な役割を果たした。国家は、共同体がその構成分子に分解するのに刻印をおした。国家は諸身分の区別と排他性をはっきりさせた。しかし国家は、それがイヴァン4世の時代に共同体を創ったのではなかったのと全く同様に、諸身分の創造者ではなかった。両者のための諸要素は既に存在し、準備されており、国家はそれらを自らの目的のために利用したにすぎない¹²⁵⁾。」

このようにして、国家権力による諸身分の創造と諸身分の国家への義務的奉公というミリュコフの見解は、国家学派といっても特にチチュエーリンから継承されたものといわなければならない。同様のことは、この理論——後世の歴史家のいわゆる〈全身分国家奉公〉説——をそのなかに包摂する有名な〈諸身分の緊縛と解放 (закрепощение и раскрепощение сословий)〉なるテーゼについてもいえる。上に引用したミリュコフ自身による第4章の要約のうち、「18世紀に緊縛からの解放の逆の運動が始まり、……」は、農奴解放前夜のチチュエーリンの次のような考えを継承したものであった。

「それ(国家——鳥山)はすべての身分から、ロシアの偉大さのために必要な力相応の奉公を要求した。そして諸身分は服従し、その奉公を行った。その時代のすべての制度の基礎をなしたこの義務制度は、エカテリナの時まで続いた。国家はしかし、それが自分自身の諸手段で活動するのに十分だけ強化され、発達した時、この重い奉公を必要としなくなった。ピョートル3世とエカテリナの下で、地主の奉公義務が廃止された。1785年の特権認可状で地主は、国内の最高身分として、様々の権利と特権を手にした。元来は奉公を維持するためにただ一時的な所領として彼等に与えられた封地に対して、彼等は所有権を取得した。これは、祖国に対する永い間の奉公に対する報償であった。都市身分も彼等の特権認可状を手にした。彼等も諸義務と奉公から解放され、様々の免除と特権を獲得した。私的な隷属におち入り、奴隷身分と平均化され、今日でも地主と国家に終身の奉公をしている農民たちだけが残った。現在、ついに、この最後の強制的束縛も廃棄されつつある。数世紀にわたった諸義務は自由な義務によってとって代られなければならない。16世紀に課せられた国家的課題は、現在最終的に解決され、ロシアにとって新しい時代が始まりつつある¹²⁶⁾。」

このチチュエーリンの〈諸身分の緊縛と解放〉の思想がミリュコフによってどのように継承されたかを、更に具体的にみるため、われわれは次に第4章の本文を検討する。

(10)

第4章も三つの節、即ちそれぞれ貴族と市民と農民を扱う三つの節からなっていた。第1節¹²⁷⁾ではミリュコフは、先ず最初に、既に第3章でロシア史における権力・国家の

125) Кавелин, Собр. соч., I, стр. 552.

126) Чичерин, Опыты, стр. 231.

127) この節は, Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik, Bd. 41, 1916, S. 88-109 に, „Zur Geschichte des russischen Adels“ と題して, ほとんどそのままの形で訳載された。私がかつてこの訳を, 第4章全体の要約と考えたが(「史学雑誌」, 71編, 10号, 37ページ), この機会にこの誤りを訂正しておく。

肥大の前提としてあげていた〈強力な土着の貴族層〉の欠除と、これに代った〈軍事奉公階級〉の君主への隷属という点を、やや体系的に論じた。即ち、「ヨーロッパでは、種族的状態の廃墟の上に発生した大土地所有が、封建的貴族層の強大さに基礎を与えた。」「君主の臣民に対するすべての権利、即ち、裁き、罰し、公課を取立てる、などの権利は、領主の取得するところとなった。……領主たちは、政府に対する自分たちの地位を、孤立してではなく、まとまった形で擁護し、これが政府に譲歩を強い、重要な政治的権利を……与えさせる」ことになった。これに対してロシア、特に東北ロシアでは、経済の初歩性、住民の孤立と放浪性のため、「土地所有が土地所有者に大きな収益をもたらさなかった」ので、「上層身分は土地を特に大事にすることがなく」、彼等は「別の方面により有利な仕事を求め、そしてこれを公の下での奉公に見出した。このようにして〈自由奉公人〉の全身分の従事する独特の出稼ぎ仕事がつくられた。この奉公人は……公から公へ、郡から郡へ遍歴した。」(I, 206-07)

「中世のロシアには、土地所有者は彼の土地がその領内に存する〈主君〉の家臣である、という封建的原則は存在しなかった。確かに、土地所有者は主君に税を納めたが、主君に対する軍事的奉公の義務は決して負わなかった。……東北ロシアでは自由な奉公の権利は自明のことであった。……土地所有は中世のルーシでは、土地所有者に政治的権利を与えなかったが、その代りに彼の仕事の選択を圧迫することもなかった。それにもかかわらず彼が軍事的奉公をえらんだのは、……それが家にとどまっているより有利だったからである。」軍事的奉公をすると土地所有者は、単なる領主としては期待し得ないインムニテートや行政・司法からの収入の一部の用益にめぐまれ得た。「かくして、ロシアの土地所有者は、西欧のそれが独立の領主として、かつその義務的主君に対する義務的家臣として享受していた権利を、役人としてのみ、彼の自由にえらんだ公への奉公において、取得することができた。当然のことながら、かかる事情の下では、土地所有者身分は、自立的身分としての意義をもたず、〈奉公〉身分にすぎなかった。モスクワ国家が形成されて急速に成長し始めた時、自立的な勢力として国家に抵抗し得るような土地所有者階級が存在しなかった所以である。」(I, 208-09)

以上のミリュコーフの論述は、ソロヴィヨフ以降のロシア史学界主流の、中世ロシアの封建制の問題に関する見解をほとんどそのまま踏襲したものであった¹²⁸⁾。そこでは、ミリュコーフの〈社会学的歴史解釈〉も全く姿をけしており、主流派のロシア史観を支えていた国家理論的前提が、より露わに現われていた。この点は、モスクワ時代の土地貴族の緊縛的性格の成立を説いた次の部分に、典型的にみられた。

「分領制ロシアには、一つの特権的階級としての貴族が形成されるための萌芽が存在せず、このためモスクワ＝ルーシは、自由な分領的土地所有者を緊縛的な奉公人にかえるの

128) ミリュコーフは後に、*Феодализм в России (в Северо-Восточной Руси) — «Энциклопедический словарь» Брокгауза и Ефрона, т. XXXVa, СПб., 1902, стр. 548-50.*——で、やがて有名な *Феодализм в древней Руси* (1907), *Феодализм в удельной Руси* (1910) に発展するパヴロフ＝シリヴァンスキー (Н. П. Павлов-Сильванский) の初期の著作をいち早くとりあげ、中世ロシアに封建制の存在を主張するその考えを退けた。

に、ほんの僅かの努力も払うを要しなかった。」(I, 212) 即ち、「中央〈国家〉の強化につれて、古い〈貴族領〉の所有者の地位は悪化した。……全ルーシの公にして君主たるものは今や一人であり、……軍事的奉公は義務的になり、この義務は土地と結びつく。……土地は軍事的奉公を直接の条件に、いとも簡単に再分配され始める。……すべての土地に対する君主の最高権なる観念にもとずいたこの制度は……15世紀末モスクワによって借用されたものであった。」これ以前にも「宮廷的で軍事的ではない」奉公を条件とする一時的な土地保有の制度は存在したが、「統一されたルーシの君主にかなりの数の常備軍がはじめて必要になった今、軍事的な地片(〈封地〉)を与える制度も広汎に適用された。この制度の採用は、〈自由奉公人〉の地位を悪化させずにはおかなかった。」(I, 209)

イヴァン3世以降モスクワの君主は、この封地の制度を利用して、大量に「封地所有者なる新たな隷属的奉公人階級」を創出した(I, 209-11)。「彼等の奉公義務はイヴァン4世の時から完全に土地の大きさによってはかられるようになり、同時に間もなく、この義務は自由な奉公人の土地にも拡大された。「自由な所有地と条件付きのそれという荘園と封地の最も基本的な差別は、17世紀までに完全に消滅する。古い自由奉公人は最終的に不自由になり、政府に対する彼の関係は完全に強制的なものになる。封地と荘園の所有者は、農民が納税単位に緊縛されるのと全く同様に、国家への奉仕に緊縛される。」農民の緊縛が「国家の貨幣の必要」を充足するものであると同様に、「奉公人の奉公への緊縛は、軍隊の必要を保障する。……農民が納税共同体から逃れないように、政府は共同体の成員を連帯保証でしばりつけるが、同様の保証が、同一の郡で奉公に登録されている地主からも要求される。……農民の共同体と同様、貴族の共同体も自分たちの選挙制の代表をもつが、これはなんらかの権利を実現せんがためではなく、彼等に課せられている諸義務の正しい配分について、政府をたすけるためである。」(I, 211-12)

モスクワ国家による緊縛的諸身分の創造ということを考える場合、ミリュコーフは、この引用からもわかるように、住民の身分的・地域的グループの政府に対する連帯責任・連帯保証という契機を、頗る重視した。この点は後にみる第2節(都市身分)と第3節(農民)でも力説されているが、ミリュコーフは既に第3章で、モスクワ時代の統治機関を論じた際、次のように述べていた。

「それら(政府諸機関——烏山)は、国家と個々の臣民の間に直接の関係をつくる力がなかった。そして、そのような直接の関係の代りに、これらの機関は、社会グループ全体の国家に対する連帯責任で満足することを余儀なくされた。連帯責任が、……公民と国家権力の結びつきの典型的な形になる。孤立した人間は、官憲が彼を〈連帯保証〉に引渡すことに成功するまでは、政府にはとらえがたい。臣民に対する権力の真面目な呼びかけも、常に〈保証〉から始められる。孤立した人間を、なんでもいいから国家に対する義務でしばりつけることが必要な時には、いつでも保証制度が使われる。政府が全国民をして、国家に対してなんらかの非常の義務を引受けさせようと思う時でさえ、政府は、〈ゼムスキー・ソボル〉における国民の代表たちを通じて、全国民的な保証によって国民をしばりつけるよりもよい方法を見出さない。ロシア全土のえらばれた人々がその資格に心を惹かれることなく、それを決して自分たちの権利ではなく、重い義務とみなしている所以

である。」(I, 196)

ここでふれているゼムスキー・ソボルについては、この「概説」第1部のなかで、ここ以外ではでてこない。このゼムスキー・ソボルについては、かつてチチェーリンが、その「国民代表制について」の第5章「ロシアにおけるゼムスキー・ソボル¹²⁹⁾」で、これを始めて学問的な研究対象として取上げ、「ロシアでは専制権力が他の国に比べて強く、反対に、代表制的要素はあまりに弱かった¹³⁰⁾。」「中世には社会的諸要素の結びつきが欠けていたので、身分代表制はつくられようがなかったが、国家権力が国土を統一し、社会的諸力の協力を求め始めた時、身分代表制は政府の召集によって出現した¹³¹⁾。」として以来、ゼムスキー・ソボルは、「後に、政府の活動によって、国家の必要の故に、出来上った¹³²⁾」、とするチチェーリンの説が定説化しており、ミリュコーフの恩師クリュチェフスキーも、その「ゼムスキー・ソボルにおける代表の構成¹³³⁾」で、「ロシア国家における代表原理の極端な弱さ¹³⁴⁾」という、チチェーリンの理解に従っていた¹³⁵⁾。そしてこの通説は、いうまでもなく、ミリュコーフのロシア史観に適合的なものであった。彼がこの制度に格別の検討を加える必要を認めなかったのは、このためと思われる。

ミリュコーフが、ロシアの身分制について独自の解釈を示したのは、いわゆる〈門地制〉(местничество)の意義についてであった。彼は、モスクワの君主権の絶対性ということを考える場合、一番問題になるのは、旧分領公たちの子孫である〈有爵貴族(титулованные бояре=княжата)〉の役割であったとした。そして先ず、イヴァン4世の下で始まった、この「王権にとって危険な社会的分子に対する体系的なたたかい」をあとづけ(I, 212-13)、さらに17世紀における有爵貴族の所領の急激な減少と分割相続による没落¹³⁶⁾を、文献的・数字的にたしかめ(I, 213-15)、「このようにして、上層貴族は、そのすべての特権のうちただ一つ、モスクワの宮廷での奉公の上での地位だけを維持した。」(I, 215)とした。次いでミリュコーフは、これにすぐ続けて次のように論じた。

「しかしながら、上層貴族の奉公の権利は政府によって尊重され、政府は彼等相互の関係を究め、奉公につける場合にそれを考慮した、と往々いわれている。この相互の計算が本来何を意味したか、を見てみよう。ここでわれわれは、ロシアの奉公貴族と西欧の自立的貴族の新たな相違に出会う。ヨーロッパの上層貴族は、彼等の貴族身分概念の基礎に貴

129) Б. Н. Чичерин, О народном представительстве, М. 1866, гл. V, Земские соборы в России, стр. 355-85.

130) Там же, стр. 380.

131) Там же, стр. 365.

132) Там же, стр. 358.

133) 〈Состав представительства на земских соборах древней Руси〉——現在は、В. О. Ключевский, Сочинения, т. VIII, М. 1959に所収。

134) Чичерин, О народном представительстве, стр. 381.

135) 拙稿, 「ロシアの身分制議會」——史学雑誌, 71編10号——を参照。

136) 「諸公家の所領の没落は、イヴァン・グロズヌイの平均化政策以上ではないにせよ、それと同じ程度に、ロシアの大土地所有者がその土地を随意に遺贈、譲渡、贈与できたことの結果である。ロシアの貴族はこの点で、遺言の自由を自発的かつ意識的に放棄して、長子相続の習慣にその社会的力を基礎づけたイギリスの貴族の完全な反対物である。」(I, 215).

族的平等、即ち¹³⁷⁾の観念をおいていた。モスクワでは、奉公の〈名誉〉は、各人各様であるところの君主の賜与によってはかられた。そして、西欧の貴族の社団的精神を支持して彼等のまとまりを創った¹³⁸⁾の概念の代りに、門地制なる独特の制度が創り出された。」(I, 215)

しかしこれだけでは、ミリュコーフの説明になお創意は認められない。これは、チチェーリンなど彼の先人たちの考えを継承したものにはすぎない。彼の創意は、門地制の実体の次のような——ツァーリ権力の絶対性・超越性をさらに強調することになる——解釈に現われていた。即ち、普通いわれているように、門地制の下で貴族のそれぞれの家門がお互いに家柄をきそいあった、ということになると、貴族全体の連帯性がなかったことは勿論であるが、「門地制度のそれぞれ個々の単位、即ち個々の家門はその場合、やはり、西欧にも知られている貴族的要素¹³⁸⁾であるであろう。」しかし、「実際には、西欧との違いはもっと大きい。」諸公の「子孫はモスクワにあまりにも急に、あまりにも多数やってきたから、どの家門がより高く、どの家門がより低いか、を考慮する可能性は全くなかった。…家門全体の相対的な位のこのような内的徴表が欠けていたので、家門の各成員は、同僚の間での自分個人の地位の外的徴表に対してするどい注意を払い、彼と他の家門出身の同僚との間に一度つくられた関係にしがみつかなければならなかった。例えば、AとBが同等の位の地位に任命されると、彼等自身は相互に同等であることが永久的にきめられる。しかしこのことは、彼等の家門も同等であることを決して意味しなかった。」(I, 215-16)

「このように理解すると、貴族的とみなされるかも知れない門地制度の最後の要素——家門の一体性——もなくなってしまい、家門は個々の原子に分解する。したがって、ここ、即ち最上層においても、奉公が、奉公のみが、わが国の昔の貴族層の地位を決定した。かくして、モスクワの君主は、自分の〈奉公人〉と貴族の門地制的権利を平気で認めることができた。そればかりでなく、門地制による計算は、君主の手中で、専制政治の新たな手段にさえなった。……この計算は、モスクワへの奉公に入った貴族層を統一せず、反対に分裂させた。即ち〈君主の賜与〉を求める相互の争は、最高階級を個々の原子に分解し、その結集の最後の可能性を奪った。」(I, 216-17)

このように論じてミリュコーフは、「われわれは、今、ロシア貴族史の二つの時期を考察して、二つの時期とも貴族の意義が奉公に——最初は自発的な、次いで不自由な奉公に——基礎づけられているのをみた。いずれの時期にも貴族は特権身分ではなかった。」(I, 217) と結論した。しかし、それでは、ロシアの貴族はこの後も特権身分にならなかったのか、という、決してそうではない、とミリュコーフは考えた。彼によれば、既に17世紀に政府は、封地所有者の土地処分権の拡大と農奴制の実施とによって、「18世紀の貴族に身分的な特権を与えた二つの主要な基礎、即ち貴族の土地所有権の充実という法的基礎と、農奴的農民の無償労働という経済的基礎」を創り出していた。ただ17世紀には、「貴族に身分的利益の一致の意識を与えるであろうところの身分的組織は欠けていた。」

137) перство=Pairschaft.

138) аристократический элемент=aristocratic element.

(I, 217-18)

しかし、「18世紀は、欠けていた身分制のこの要素をも貴族に与えた。」即ち、ピョートル死後の諸事件は、「貴族の間に身分精神と自己の力の意識を育て」、その結果、「貴族は、その獲得した諸権利を保持しながら、諸義務から自らを解放した。奉公は義務的であることをやめた。……義務的な軍事的奉公からのこの解放のほかに、貴族はエカテリナ2世の下で、その従来の諸権利に身分的組織を加え、また地方行政における支配的地位を手にした。ロシアの身分史で始めて、西方に似たもの、即ち特権的身分が現れた。」(I, 218)

かくして、ミリュコーフにとっても、「前世紀の後半は、ロシア貴族史における黄金時代であった。」しかし「この光輝は極度に不安定であり、18世紀の宮廷貴族は、17世紀の官僚貴族や16世紀の有爵貴族と同様に短命であった。」(I, 219) その理由は何か？ ミリュコーフはこれを、ロシアの大地主の浪費癖と、「経営に対するなげやりな態度が奉公人階級の伝統であった」こと、さらに、「地主たちが、軍事的奉公から公的には解放された後も奉公人たることをやめず」、「政府は彼に奉公を与えるべきで、彼の物質的保障について配慮しなければならない、と従来通り信じつづけた」こと、などに求めた(I, 219-20)。そしてミリュコーフは、18世紀後半以降、特に農奴解放以後、政府の援助等にもかかわらず、ロシアの地主が土地を喪失して行った過程をあとづけ(I, 220-22)、第1節の最後を次のように結んだ。

「ロシアの歴史生活には、強くまとまった諸身分が形成されるための諸条件が存在しなかった。身分的一体性の感情がロシアの貴族の間でつくられなかった、としても当然である。この社団的精神が欠けていたので、ロシアでは、貴族身分の特権は、他に例がないほど、急速に生れ、短期間しか存続せず、完全に崩壊した。この身分に〈高潔な騎士精神〉をふきこもうとした政府の努力にもかかわらず、貴族は、コジェレフの適切な表現を借りれば、〈そこから政府が役人を焼きあげる煉粉〉であった。しかし、時代の精神とロシアの啓蒙の進行が、身分差を越えたロシアの世論に基礎をおく、ロシアのインテリゲンツィアを創った。」(I, 223)

(11)

第4章の三つの節のうち、ミリュコーフが一番力をこめて書いているのは、ロシアの貴族を論じた、以上の第1節である。これに比べると、都市と市民の歴史を扱った第2節は、比較的短かい上、その内容も、これまでにみたミリュコーフのロシア経済史、国家史、それから貴族史からほぼ推察できるものであった。

この節でもミリュコーフは、例の手法に従って、先ず西欧の歴史に典型を求め、社会の経済的発達の結果生れた西欧の都市の自由と社団的性格を強調した(I, 225)。そして、これとの対比でミリュコーフは、「ロシアの都市は……国の内的な経済的発展の自然の産物ではなかった。……都市は住民に必要な前に、政府にとって必要とされた。……ロシアの都市は何よりも行政的・軍事的中心であった。」とした(I, 226)。ミリュコーフにとっては、大きな人口を擁したモスクワも、〈ツァーリの巨大な屋敷〉、〈大きな村〉にすぎ

なかった (I, 227)。彼によれば、時代と共にロシアの都市経済も発展したが、それでもその「発達は国家行政の必要について行くことができず」、エカテリナ女帝はその地方行政改革で地方中心都市をさがすのに苦勞した。ロシアでは、「都市の住民は強制的につくらねばならず」、その「特別な社会グループへの区別とその社団的体制さえ、完全に国家に負うていた。」 (I, 227-28)

ミリュコフは、このようにロシアの都市の権力的・行政的な起源を主張した後、ロシアにおける都市身分の成立とその性格を、第3章第2節で述べた税制の歴史と関連させて次のように論じた。17世紀まで「都市住民は、ロシアの他のすべての住民と同様、可動的・流動的な状態にあった。」1649年の〈法令集 (Уложение)〉によって、「ロシアの都市身分は始めて、他の諸身分から法的に区別された。しかしこの区別は、……完全に強制的に、政府の諸方策によって行われ、国家への奉公へのこの身分全体の緊縛をともなった。」 (I, 228-31) ミリュコフのこの説明は、17世紀におけるロシア諸身分の最終的成立、という考えに対応するものであった。18世紀における都市自治の成立と都市身分の解放についても、この対応は妥当した。彼は、既に17世紀末に、知事行政の不経済のため部分的な都市自治が行われていたことを指摘し、これがピョートル、次いでエカテリナにうけつがれた、とした (I, 232-33)。

しかし、この都市身分の解放は、貴族のそれよりもはるかに不十分なものであった、とミリュコフは考えた。即ち、「貴族身分の歴史の第3期と同様、都市史のこの時期は、女帝の観念では、身分の解放を表わすべきであった。政府はこの身分に、ロシアの歴史が創り出さなかつた自立性の諸要素を与えようと望み、都市自身はそのために、中世ヨーロッパの自由の諸形式を着せられ、ギルドと同業組合に分けられた。しかしながら、都市の社団的組織はロシアでは、貴族のそれよりも更に一層、死せる形式であった。都市民は、農民と同様人頭税を支払い、兵役義務を負い、既にそれだけで、自らを特権身分と感ずることができなかつた。」 (I, 233-34) エカテリナの都市制度は、新しい選挙制の都市執行部の国家行政機関との関係を明確にせず、このため都市自治は名目にとどまり、「都市自治に関する活動は依然奉公——それも極めて重い奉公であり、いずれにせよ、はなはだ歓迎されなかつた。」「このようにして、彼女の都市制度が第三身分の創造をもたらすであろう、とのエカテリナ2世の希望は実現されなかつた。」 (I, 234-35)。

この文章に続いてミリュコフは、現在のロシアの〈第三身分〉について、第2章第2節で展開した解放後のロシアの急速な経済発展の評価に対応する、次のような指摘を行って、第2節を結んだ。「ロシアの第三身分は、現在の急速な産業的・知的変動の影響下に、現に少しづつ作られつつある。しかしこれは、古い都市身分の基礎の上ではなく、その範囲内においてでもない。……現在の第三身分は、過去のロシアの実に様々な要素から構成されており、そのなかには、現代ヨーロッパの文化生活を創り出した力、即ち資本の力と知識の力が認められる。」 (I, 235)

ロシアの都市制度と都市身分を論じた以上の第2節で気がつく一つのことは、ミリュコフがキエフ＝ロシアの都市の民会 (вече) と、この民会を中心に自治的な共和都市を創った中世ロシアのノヴゴロド (とプスコフ) にふれていないことである。彼はこの節で

は、民会には全く言及せず、ノヴゴロドとプスコフについても、ただ一度、「特別な例外を除いて¹³⁹⁾、ロシアの都市は、商工業に従事する住民の一地点での集積からは生れなかった。」(I, 226) という表現で、両都市の例外的地位を暗示するにとどまっていた。「概説」第1部の他の部分でも彼は、民会と民会都市にはふれていない。これは、ミリュコーフのロシア史観を考える場合、極めて特徴的なことであった。

かつてスラヴ派は、ロシア史における共同体の始源性と共同体原理の存続を説く、いわゆる〈共同体理論〉を展開した際、キエフ＝ロシアの民会とノヴゴロド・プスコフなどの都市自治を、農村共同体(ミール)やゼムスキー・ソボルと共に、共同体原理の存在の具体的な例として重視していた。これに対して西欧派のロシア史家たる国家学派の学者たちは、氏族制の始源性とその発展としての国家の成立という、いわゆる〈氏族理論〉の立場から、これらのものを権力によって創られたものとするか、時代おくれの例外的なものとするかしていた。国家理論的ロシア史観を貫徹させるためには、こうすることがどうしても必要だったのである。ゼムスキー・ソボルについては既にみだし、農村共同体の問題は後段で扱うので、ここでは、中世ロシアの民会と自治都市の問題を国家学派がどのように処理していたか、を簡単にみしてみる。

ソロヴィヨフは、キエフ＝ロシア史における民会の役割を否定しなかったが、これは始め公によって創られたもので¹⁴⁰⁾、民会が自主性をもつようになるのは11世紀以降であり¹⁴¹⁾、しかも、やがてロシア史の中心舞台が移った東北ロシアでは、公によって新たに建設された都市が古い民会都市に対して優位に立ち、このため、民会と自治都市の政治的意義は急速に失われて行った¹⁴²⁾、としていた。従って、古い民会都市の伝統を例外的に継承・発展させたノヴゴロドも、ソロヴィヨフのシエーマでは、いずれは没落すべき運命にあり、中世末のモスクワ大公とノヴゴロドの闘争で「大公が勝ったのは、ノヴゴロドが聖書に出て来る、黄金の頭と粘土の足をもった立像であったからであった¹⁴³⁾。」カヴェーリンは、チチェーリンと共に、ソロヴィヨフの〈新しい都市〉の理論には反対した¹⁴⁴⁾が、ノヴゴロドが東北ロシアにおいて時代おくれの存在であり、その没落は必然的であった、と理解する点ではソロヴィヨフと一致していた。即ち、「ノヴゴロドはその永い存在によって、古ルーシの排他的に民族的な共同体制度全体を完全に使い果し、完全に発展させた。ノヴゴロドの体制のなかでこの制度はその極点に達し、それ以上には進むことができなかった。」とカヴェーリンは説明していた¹⁴⁵⁾。

139) この傍点は、引用者のもの。

140) Соловьев, История России, Соцэкгиз, кн. II, стр. 28.

141) Соловьев, История России, Соцэкгиз, кн. I, стр. 682-83.

142) ソロヴィヨフのこの〈新しい都市〉の理論は、既にそのマスター論文、〈Об отношениях Новгорода к великим князьям〉(1845)で展開されていた。彼の〈История России……〉では第13巻の第1章(Соцэкгиз, кн. VII, 特に стр. 22 以下)に、この理論のややまとまった記述がある。

143) Соловьев, История России, Соцэкгиз, кн. VII, стр. 35.

144) Vg. Grothusen, a. a. O., S. 77 f.

145) Кавелин, Собр. соч., I, стр. 33-36.

カヴェーリンにとってノヴゴロドの存在は、ロシア史における共同体の問題とかかわりをもっていたが、チチェーリンにおいても、事情は同様であった。チチェーリンのロシア共同体論は次の節で扱うが、この共同体論との関連で彼は、領主の支配下にある〈領主的共同体 (владельческая община)〉と、西欧の都市共同体にのみ典型的には現れた〈契約的自由共同体 (вольная договорная община)〉を区別し、従ってノヴゴロドやプスコフのような中世的自治都市はロシアでは例外的なものであり、しかもそれを支える基盤も本来ロシアでは脆弱であったから、その没落も当然であった、としていた¹⁴⁶⁾。このように、国家学派には、「ロシアにおける西欧的法都市 (Rechtsstadt) の欠除を説明する努力¹⁴⁷⁾」が、共通してみられたが、ミリュコフはこのような努力を払わず、ロシア史における民会都市の問題を完全に無視してしまった。そして、このように困難な問題を回避することによって、ミリュコフにおける国家理論の展開は、それだけより容易になり、またより論理的なものになった。しかし、客観的にはこれは、彼の国家理論の説得力を弱めるものであった。

(12)

次に農村共同体の問題をみてみると、この問題は、それが民会や民会都市やゼムスキー・ソボルと違って、過去の問題であるばかりでなく、正に現在の問題でもあり、スラヴ派もその共同体理論の最大のよりどころを、この農村共同体の存続という点に求めていたから、これを氏族理論とどのように整合させるかは、国家学派にとって最も重要な問題であった。ソロヴィヨフは、スラヴ派の共同体理論を批判しながらも、共同体は氏族と原理的に対立するものではない、と考えることで、この問題を解決しようとした。即ち、氏族から氏族的共同体、氏族的共同体から後世の公民的 (гражданская) 共同体、という系譜をソロヴィヨフは考えた。そして、現在の共同体の起源をめぐるスラヴ派の歴史家ベリャエフとチチェーリンの論争に際しても、ソロヴィヨフは、ベリャエフに対しては勿論、各段階の共同体の間に系譜関係を全く認めない点でチチェーリンに対しても批判的な態度をとった¹⁴⁸⁾。

カヴェーリンも、共同体と氏族の原理的対立を考えない点で初めはソロヴィヨフに近かったが、後にはチチェーリンのロシア共同体論を支持した¹⁴⁹⁾。チチェーリンが、その「ロシアにおける農村共同体の歴史的発達概観」と「農村共同体再論 (ベリャエフ氏への回答¹⁵⁰⁾)」で展開した共同体論は、現在のロシアの農村共同体の財政的・国家的起源を説い

146) Б. Н. Чичерин, Областные учреждения России в XVII веке, стр. 23-24.

147) Grothusen, a. a. O., S. 146.

148) См. Очерки истории исторической науки в СССР, I, стр. 354 ; Grothusen, a. a. O., S. 77.

149) Vg. Grothusen, a. a. O., S. 114-15.

150) Чичерин, Обзор исторического развития сельской общины в России ; Еще о сельской общине (ответ Г. Беляеву) — この二編はともに Чичерин, Опыты по истории русского права, М. 1858 に収められた。

たもので、カヴェーリンの表現を借りれば、「チチェーリン教授が始めて、わが国の都市共同体と国庫的農村共同体の租税的・財政的・担税的起源に注意した¹⁵¹⁾」のであった。

チチェーリンはロシアの共同体に、始源的な〈家父長制的共同体〉と〈領主的乃至地縁的共同体〉と〈国家的共同体〉の三段階を考えたが、その際第一の共同体から第二のものへの、また第二のものから第三のものへの移行を有機的な発展とは考えなかったところに、チチェーリン史学の特色がよく現われていた。彼によれば、キエフ＝ロシアにおける公の権力の発生と共に、古い家父長制的な自由な「共同体はその前に消滅し、歴史にはそれ自体痕跡を残さなかった¹⁵²⁾。」第二の領主的共同体は、荘園的原理が氏族的原理に代ったことに対応して生れたもので、「他人の土地に住み、地主のための貢租を納めることを主な目的とする共同体」であった¹⁵³⁾。国家的共同体も、「国家の成立と共に、公民関係のそれまでの領主的で私的な性格が徐々に消滅する」のに対応して成立したもので、「その新たな権利、新たな組織は、国家的考慮にもとづいて政府が与えた」ものであり、このようにして「共同体は国家的意義をもつことになった」のであった¹⁵⁴⁾。そしてこのように現在の共同体は国家が組織したものであったから、同じ国家は、農奴解放と共に、これを〈上から〉解体する自由をもっている、というのが、ブルジョア的私有財産制を理想としていたチチェーリンのいわんとしたところであった。

ミリュコーフが、農民を扱う第4章第3節の最初の部分で試みた、現在の農村共同体の起源に関する説明も、国家学派の、というよりは、より端的に、チチェーリンの農村共同体論を継承したものであった。即ち、「現在の共同体は、それを何らかの原始的な社会形態から導き出すことが出来ないばかりでなく、その比較的后代における発生を証明し、それを創り出した諸原因を明らかにすることが完全に可能でさえある。ロシアの共同体はその本質において、それにかかる支払いや諸義務の誠実な完遂という点で成員たちを連帯義務でしぼり、各成員の諸義務と支払い手段とを等しくすることで、この完遂を自らに保証するところの強制的組織である。」この強制的組織は、「国家的必要の増大とロシア経済の未発達産物」たる〈担税共同体〉として先ず組織された。しかしこれはなお、「すべての土地の定期的割替」を行なう現在の〈経済的共同体〉とは違っていた。財政的観点からは、各戸の税負担をその保有地面積と対応させておくだけでよかった。「現在の経済的共同体は私領経営——それも多少とも大きな私領経営に最初に現われる。」既に16世紀に、中央ロシアの私領経営で、領主たちによる「農民保有地の自由な経済的処理」が慣行化し、「17・18世紀に政府は……この慣行を自由農民に拡大しようとし、……前世紀末・今世紀初めにこれに完全に成功する。」(I, 238-9)

現在の農村共同体を論じて、この「共同体と特徴を同じくする諸形態を遠い過去に求める必要はない。」(I, 239)との結論を導き出したミリュコーフは、これに続いて、現在のロシアの農民を土地買戻しの条件などから私領地農民(旧農奴)、御料地農民、国有地農

151) Кавелин, Собр. соч., I, стр. 635.

152) Чичерин, Опыты, стр. 11.

153) Там же, стр. 14, 95.

154) Там же, стр. 27.

民に分け (I, 239-40), 以下それぞれの歴史を過去にさかのぼって扱った。第4章第3節の叙述の半ば以上を占めたのは、最初の私領地農民の歴史であるが、その際ミリュコーフは先ず、この私領地農民の歴史もまた、多少のずれはあるが、ロシア身分制史の4つの時期、即ち、「諸身分の間の法的境界」のなかった第1期 (15世紀まで)、「国家権力が諸身分を現物又は貨幣での国家への奉公に緊縛」した第2期 (16世紀及び、とくに17世紀)、諸身分の解放が始った第3期 (18世紀)、それから古い諸身分の解体した第4期に対応させて考察できるとした (I, 241)。このことは、ミリュコーフが国家学派、とりわけチチェーリンに従い、ロシアにおける農奴身分の成立を基本的には国家権力によるものと考えていた、ことを示していた。

チチェーリンがロシアにおける農奴身分の成立を、国家権力による諸身分の〈総体的緊縛 (всеобщее укрепление)¹⁵⁵⁾の一環と理解していたことは、先にみた通りである¹⁵⁶⁾が、その場合彼は、16世紀末・17世紀前半の諸立法によるロシア農奴制の成立、というロシア農奴制の立法的起源の立場をとっていた¹⁵⁷⁾。農奴制の立法的・国家的起源というこの考えは、既にみたように、軍事的奉公人たる領主たちへの労働力確保の必要ということをも前提としていたが、この点ではソロヴィヨフもチチェーリンと同様であった。即ち、奉公の義務をとまなう「土地を奉公人に与えた後、国家は奉公人に定住的な労働力をも与えねばならず、そうしなければ、奉公人は奉公ができなかった¹⁵⁸⁾。」というのがソロヴィヨフの理解であった。しかし、ロシア農奴制の成立史は、国家学派の後、学界における社会経済史研究の発達に伴い、以前とは違った角度からも光が与えられるようになっており、そのなかでもとりわけ、ミリュコーフの恩師クリュチェフスキーの1885年の論文、「ロシアにおける農奴制の成立¹⁵⁹⁾」が重要なものであった。ロシア農奴制研究史の上で劃期的なこの論文でクリュチェフスキーは、周知の如く、ロシアの農奴制を主に社会・経済的諸事情の産物として説明し、その立法的起源を否定した。即ち、「立法は私領地農民に対して農奴制を直接的にも間接的にも設けなかった。立法は農民を土地に緊縛しなかったばかりでなく、彼等から移動の権利を奪いもしなかった。即ち、農民を地主そのものに直接かつ無条件に緊縛しはしなかった¹⁶⁰⁾。」とクリュチェフスキーは主張していた。

このクリュチェフスキーの指導下に、経済史関係の業績をもって学界にデビューしたミリュコーフが、学界の新たな傾向を無視し得なかったことはいうまでもない。しかし他方ではミリュコーフは、ロシア農奴制成立論においても自らの国家理論的ロシア史観のすじを通さなければならなかった。このためミリュコーフは、ロシア農奴制の成立の説明に当って、先ず、モスクワの君主が奉公人たちに義務的な軍役を課する代償として土地を与え、これに伴って「農民に新たに課せられた新たな義務は、国家に対する奉公の特殊な型

155) Чичерин, Опыты, стр. 228.

156) 本稿, 37-8ページ.

157) Чичерин, Опыты, стр. 223-27.

158) Соловьев, История России, Соцэкгиз, кн. IV, стр. 296.

159) В. О. Ключевский, Происхождение крепостного права в России — это сейчас, Ключевский, Сочинения, т. VII, М., 1959, стр. 238-317 に収められている。

160) Ключевский, Соч., VII, стр. 295.

とみなされた。」(I, 242) ということをも前提とし、15・16世紀に政府が農民を領主に緊縛するためにとった間接的な諸方策(старожилцыの緊縛, пожилоеの設定, Юрьев деньの決定, 逃亡農民の追捕)をかぞえあげた(I, 243)。と同時に、しかし、ミリュコーフは、クリュチェフスキーにならって、領主自身が農民を定着させるためにとった、農民に対する私的貸付にもふれ(I, 243-4)、また同じくクリュチェフスキーにならって、16世紀中葉以降における領主間の、特に大領主と小領主の間の農民争奪と、中央部からステップ地帯への農民の大量移住=逃亡を重視した(I, 244-45)。そして、多くの農民が負債などのため事実上合法的な(債務を清算した上での)移動が出来なくなる一方、政府が小領主のために逃亡農民の追捕を徐々に強化して行く過程で、17世紀中葉までに農奴制は事実上の存在として成立した、とした(I, 245-46)。

ここに見られたミリュコーフの、ロシア農奴制成立に関する説明は、国家理論的な〈総体的緊縛〉を大前提としながら、具体的には、結局クリュチェフスキーに従って、ロシア農奴制の国家的・立法的起源という国家学派のテーゼを否定するものであった¹⁶¹⁾。農奴制成立の問題は、ミリュコーフの国家理論の最大の〈アキレスの踵〉であったといえる。しかしミリュコーフは、転んでもただでは起きなかった。彼は、ロシア農奴制の事実上の成立、その法的根拠の弱さということから、次のような、国家理論に頗る適合的なテーゼを展開させた。即ちミリュコーフは、17世紀に、法的規定を欠いたまま、「事実上、領主の完全な所有物としての農奴に対する関係がつくられた」(I, 247-48)こと、次いで18世紀に政府が、貴族や都市身分を緊縛から解放する一方で、農奴を「貴族の特権的所有物とする見方をもちこもうと努め」、事実上の領主=農民関係には干与せず、このためこの関係が「依然なんらの立法的規定をうけないままであった」ことを指摘し(I, 248-49)、この事実の上に立って、このようにロシアの領主権が法的根拠を欠いていたことを、西欧との対比で、そして同時に農奴解放への展望を含めて、次のように論じた¹⁶²⁾。

「貴族たちが立法者の一切の侵害から熱心に守った相互関係のかかる無規定性は、結局この関係の解消が問題になった時には、農民に有利に機能した。西欧ではどこでも、身分的な力はこうした場合法律の形をとっていた。西欧では地主身分は、その農奴制的諸関係のどの部分をも文書によってかため、法律によって守るための十分な身分的洞察力をもっていた。正にそれ故に、近代の立法は農民の自由を一步一步かちとって行かねばならなかった。……わが国ではそれをすることがより容易であった。立法が、農奴制的諸関係の分野で完

161) ミリュコーフは、「Энциклопедический словарь» Брокгауза и Ефрона, т. XVIa, 1895, стр. 675 и след. の〈Крестьяне в России〉でも、「農民の移動を困難にし、農民に一度えらんだ居住地にとどまることを強いた第一の事情は、納税単位への農民の緊縛であった。」(Там же, стр. 679)とか、「これは、国家的利益のために——奉公人が同じ利益のため、自分の軍事的奉公義務に緊縛されたのと全く同様に——奉公人に緊縛された農民であった。」(Там же, стр. 681)とかいった表現で、農奴制が〈総体的緊縛〉の一環であったことを強調しながら、農奴制成立の具体的経過については、主にクリュチェフスキーに従った。

162) 自生的な地方的、身分的な社会組織の弱さから、諸々の関係が完全な法的表現をもつにいたらないことは、国家学派、特にチチエーリンにとっても、ロシア史全体を貫ぬく基本的な特徴であった。(См. Чичерин, Опыты, стр. 75 и след.)

全な白紙状態だったからである。この意味でロシアの農奴制は、ヨーロッパの農奴制に比して、ロシアの堡塁の木〈柵〉が石造の封建的な城に対するが如きもの¹⁶³⁾であった。」(I, 249-50)

この引用にすぐ続いてミリュコフは、農奴解放を扱い、解放における地主の利益の優越を論じて (I, 250-56)、私領地農民の歴史の概観を終えているが、この部分は、この後の、御料地農民と国有地農民の歴史の概略 (I, 256-64) と共に、格別の問題もないので省略する。

(13)

以上、「概説」第1部の検討に予想以上に枚数を費したので、第2部・第3部の検討は割愛し、最後に、先にも提起した一つの問題、即ち、ロシアの歴史的発展について西欧との違いを強調しながら、しかもなおミリュコフが——あるいは、より広く、西欧派のロシア史学たる国家学派とその国家理論の継承者一般が——、終局的にはロシアも西欧的なコースを辿ることを期待し得たのは何故か、という問題を、もう一度簡単に考えてみる。ミリュコフは「概説」第1部の「まとめ」のところで、次のようにいていた。

「歴史的発達の形をかえる歴史的環境は、歴史過程における力強い要素であるが、どの社会にも一様な社会の内的発展も、これに劣らず基本的で力強い要素とみなされなければならない。歴史的な生活の諸条件は、ロシアの人口数の増加をおしとどめた。しかし、今後の過程は必然的に、人口の増加と密度の増大にあるであろう。環境の諸条件は経済的進歩を低い水準におしとどめた。しかしその今後の行程は、わが国でも他の国々におけると同様、同じ順序で、労働のより一層の集約化と分化と社会化の方向に進むであろう。歴史的な諸条件は、諸身分の強制的結集と國家性の一面的な発達を創った。しかし経済生活のその後の発達は既に、部分的に、國家的庇護の弱化・諸身分の解放・社会的自立性と自主性の萌芽をもたらした。同じ歴史的な条件は國家的活動を狭め國家組織を軍事上と財政上の必要の方向に動かした。しかしその後の発達は、ここでも、國家的課題のより広汎な合理的設定をもたらしたし、またより意識的な社会組織をもたらすにちがいない。かくして、これらすべての生活分野で、歴史的な発達はわが国では、ヨーロッパのいたるところでなされたと同じ方向でなされるであろう。」(I, 271-72)

このようにミリュコフは、彼自身が「概説」第1部の本文で何回もくりかえして強調したロシア経済の初歩性、社会の未組織、それから国家権力の肥大を、ロシアにとって宿命なものとは決して考えなかった。ミリュコフの歴史理論のなかに、こういうものを宿命的と考えないで済む論理が存在したことが、そしてそれが具体的にどういう点に現われていたか、はこれまでもふれた。ここでは、こうした点をもう一度整理しなおして、本稿のむすびに代えることにする。

先ず第1に、既に国家学派の歴史家がそうであったが、ミリュコフも、ロシアの歴史

163) 引用のこの最後の文句が、ソロヴィヨフの表現からの借用であることは、いうまでもない。(本稿, 20ページ参照)

過程の西欧との違いを強調しながら、そのロシア史研究の大前提としては、西欧とロシアの歴史的発展の基本的共通性、両者の一体性ということを考えていたことが指摘されなければならない。ソロヴィヨフは、主として地理的条件の違いに由来するロシアと西欧の歴史的発展の対照性を強調しながら、スラヴ派や〈御用史学 (официальная историография)〉の代表者ポゴディンに対しては、「わが国と西欧の社会関係の違いに関する古い解釈は今や捨て去るべきである¹⁶⁴⁾。」と主張していた。ソロヴィヨフはまた、ピョートルの事業に、イヴァン4世時代、あるいは更にさかのぼって、イヴァン3世時代に始った、ヨーロッパ有機体の統一性の回復、即ち、中世を通じてゲルマン的・ロマンの西欧とスラヴ的・東欧に分裂していたヨーロッパの統一性の回復という意義を認めていた。

西欧に対するロシアの独自性 (самобытность) を特に強調して、「ロシアの歴史は西欧諸国の歴史との完全な対立を示している¹⁶⁵⁾。」としていた¹⁶⁶⁾カヴェーリンにとっても、東欧のスラヴと西欧のゲルマン・ロマンの「共通の起源に条件づけられた本源的な同族性は、ヨーロッパ史の理解のための前提であった¹⁶⁷⁾。」ロシアとヨーロッパの社会と国家の質的な違いということが、チチュエーリンのロシア史観の基本をなしていたことは、これまでに何回もみて来たが、このチチュエーリンの場合にも、「ヨーロッパの一体性というテーゼが、ソロヴィヨフやカヴェーリンにおけると同様、チチュエーリンの出発点をなしていた。」彼は、ソロヴィヨフと同様、氏族制をロシアにも西欧にも共通の歴史の出発点とみなし、その後のロシアと西欧の歴史についても、カヴェーリン以上に両者の並行関係を考えた¹⁶⁸⁾。国家学派のロシア史学が西欧派の歴史学とよばれる¹⁶⁹⁾のは、何よりもこのように、彼等が、ロシアを含むヨーロッパの一体性ということを前提にし、西欧文化とロシア(スラヴ)文化の原理的な対立というスラヴ派の主張を拒否していたからであった。ただし、国家学派にあっては、この思想はなお多分に素朴な人種論(特に、ソロヴィヨフにおけるアーリア人とアジア人の対決という思想)乃至宗教論(ロシア・東欧を含むヨーロッパのキリスト教文明)か、抽象的な歴史哲学(ヘーゲル哲学)の要請に支えられるにとどまり、体系的な歴史理論にまでは具体化・理論化されていなかった。

これに対してミリュコーフは、その〈社会学的歴史解釈〉の立場から、人類史に普遍的な〈基本的な社会学的傾向〉なるものを持出し、その結果ロシアと西欧の歴史の基本的な共通性ということも、彼にあっては、より論理的、より必然的に主張されることになった。具体的にいえば、国家学派にあっては、ロシア史の発展段階は、西欧のそれとある程度の対応=平行関係は認められながら、結局はロシア独自のものという性格をまぬかれなかったのに対して、ミリュコーフがロシア史に適用した、〈種族的状態〉に始まる〈社会

164) Соловьев, Соч., стр. 870—Историография истории СССР, 1961, стр.178 所引

165) Кавелин, Собр. соч., I, стр. 220.

166) 注(123)をも参照。

167) Grothusen, a. a. O., S. 109.

168) Eben da, S. 138-40.

169) 国家学派のロシア史学を西欧派のそれとしてロシア史学史のなかに位置づけたのは、他ならぬミリュコーフであった。См. П. Н. Милуков, Источники русской истории и русская историография, «Энциклопедический словарь» Брокгауза и Ефрона, т. XXVIII, стр. 440-41.

形態発展の三つの段階は、もともとは西欧を素材に〈社会学〉によって構想されたものでありながら、同時にいわば全人類史的な意味をもつものであった。ミリュコーフによれば、「歴史発展の基本的行程が様々な歴史過程において共通であるならば、その時には、この発達の際形態における共通性も認められなければならない。」(I, 273) のであった。従って、ミリュコーフにとっては、「ヨーロッパのいたるところでなされたと同じ方向」がロシアでも今後迎えられるであろうことは、国家学派の場合より更に自明のことであった。西欧では、「どの文明民族も通過する社会形態発展の三つの段階」のうち最後の〈国民的軍事国家〉「から現代の立憲的秩序が発達した」(I, 134) のであるが、ロシアも典型的ではないが、これらの段階を経過して来たのであるから。

しかし、ロシアとヨーロッパの一体性、その発展の基本的共通性という認識だけでは、ロシアの近代化＝西欧化の具体的な展望はひらけない。基本的には同一であり、共通であっても、発展のそれぞれの段階における、またその発展の歴史全体を貫ぬくロシアの非典型性・独自性は、あまりにも強かったからである。経済の初歩性、自生的社会集団の欠除、国家権力の異常な強さ——これらはいずれも、ロシアの社会と政治の近代化をおしとどめる役割を果たして来たし、今後も果すはずである。しかし、逆説的ではあるが、正にこのロシア的独自性が——ミリュコーフのロシア史観をつきつめていくと——ロシアの近代化を可能にするものであった。即ち、ロシアの政治権力はそもそも外からもち込まれたものであるが、もともと外来のものであるこの権力が、さらに、中世において宗教を外からとり入れ——ロシアのキリスト教が権力によって上から与えられたものであったことをミリュコーフは「概説」第2部で力説している——、モスクワ時代には外から専制政治の概念と制度をとり入れ、次いで18世紀以降西欧からその文物をとり入れて、これを国民におしつけて来た。これが出来たのは、ロシアの政治権力がいわば万能であったからであるが、この権力の万能性は、ロシアの経済・社会の初歩的性格、そしてその伝統文化と思想の同じ初歩性¹⁷⁰⁾に対応するものであった。ロシアの伝統文化と思想は、そしてまたその社会も、その初歩性の故に、上から与えられる外来のものに対して抵抗する活力を欠いていた。外来文化・外来思想に対する抵抗意識・抵抗運動たるべき民族主義も、ロシアにあっては、社会の上層のごく一部を支配したイデオロギーで、民衆のなかに根をもたない、いわば根なし草であった。このため、ロシア史においては、権力は比較的容易に、外来のものをロシアの土壌に移植して、その有機的構成要素とすることができた。そして、このように権力が万能であり、他方外来のものに対するロシア社会の抵抗力が弱い以上、〈現代の立憲的秩序〉をはじめとする西欧の諸制度をロシアに移植することにも、さほどの困難はないはずである。権力自身がそのことを決意しさえするならば。

170) ミリュコーフは、「概説」第2部の「はしがきに代えて」において既に、「ロシアの民族的性格の最もきわだった特徴は、完全な無規定性と、はっきりと表現された固有の民族的形相の欠除とである。……文化がなおはっきりした刻印をおしていない民族、ありとあらゆる素質をもちながら、初歩的・萌芽的な状態にあり、その上、未開の美德と悪徳をそなえている民族——これは明らかに、われわれが「概説」の第1部でその社会構造のなかに、あれほどの非完結性と初歩性を見出した民族に他ならない。」(II, 7) としており、こういう考えが、狭義のロシア文化とロシア思想の特質を論じた第2、第3部全体を貫ぬく基調をなしていた。

これが、ロシアの歴史的独自性を力説しながら、その近代化＝西欧化を可能とみたミリュコフの論理であった、と考えられるが、その場合特徴的なことは、ロシアの伝統文化・伝統思想の内的発展のなかに将来のロシアの希望をみるような視角が、ミリュコフには欠けていた、少くとも稀薄であったことである。そして実はここにミリュコフの——単にミリュコフに限らず、国家学派とその国家理論の継承者たち全体の——最も大きな問題があったように思われる。彼等は西欧派そのもの、あるいは西欧主義の伝統を継承した自由主義者として、当然ロシアの近代化＝西欧化を望んだが、ロシアの伝統文化とその担い手としてのロシアの国民に、その初歩性・後進性の故に期待がかけられない以上、政府の指導性に一切の期待をかけざるを得なかった。というのも、現に、18世紀以来ロシアでは、皇帝あるいは政府が近代化の指導権を握って来、国民は単にこれに従って来たに過ぎない、と彼等には思われたからであった。

そして正にこのような認識が、18世紀までのロシアについての彼等の見方にも影響を与えることになった。即ち、ロシア史における国家権力の創造性と超越性という観念を中心とする、国家理論的ロシア史観は、後進国ロシアの近代化において国家の指導性が大きな役割を果たしてきた、あるいは果たしてこざるを得なかったことの、そして更に、今後とも果すであろうことを、少くとも自由主義者の側からは期待されたことの、反映であった、という一面をもっていたように思われる。そして、ロシア史における西欧的な意味での身分制の欠除乃至未発達という主張の背後にも、ロシアの貴族が、例えばイギリスの貴族のように、中世の特権としての自由を近代的な自由に発展・転化させることがなかったことに対する、またロシアのブルジョアジーが政府の保護に頼って政治的にほとんど無力であったことに対する、不満が反映していたといえないこともない。少くともミリュコフの場合には、ロシアの古い貴族（地主）とブルジョア（資本家）、特に前者のふがいなさに対する、自由主義インテリゲンツィアの立場からする批判が、「概説」の行間から読みとられるように思われる。彼が期待をかけたのは、既にみたように¹⁷¹⁾、古い都市身分とは系譜関係の全くない〈現在の第三身分〉であり、それからとりわけ、「時代の精神と啓蒙の進行が……創った」〈ロシアのインテリゲンツィア〉であった。世紀の交替と共に不況がロシア経済を襲い、やがて日露戦争が始まるなかで、ミリュコフは、この〈ロシアのインテリゲンツィア〉の組織化を手がかりに、政治の舞台に登場することになる。

チチエーリンも第三身分に期待をかけていたが、それは、「その性格からして隷従への傾向のある」下層階級とも、「その優越した地位の故に、絶えず権力と権利を志向している」上層階級とも違って、「中間階級がその本性上、権力よりも、勤労と産業の発達に必要な自由を志向している」からであった¹⁷²⁾。チチエーリンのこの表現は、当時彼が「現在における統治機構の変更の不可能なことを完全に理解し、それを将来の目的と認めていた¹⁷³⁾」ことを示している。大改革当時の論壇で、チチエーリンと共に、自由主義陣営の代表的論客として活躍したカヴェーリンも、1862年4月6日付のゲルツェン宛の手紙で次

171) 本稿, 44, 45ページ

172) Чичерин, О народном представительстве, 1866, стр. 418.

173) Воспоминания Б. Н. Чичерина. Москва сороковых годов, 1927, стр. 163.

のように述べていた。「強固に健全に組織された裁判所、それから出版の自由、それから、国家の統一性に直接関係のないことをすべて地方住民による行政に移すこと、——これらが当面の三つの問題です。憲法遊びの代りに、これらのことに心がけるべきでありましょう。」「この憲法遊びは、すっかり私を驚かせ、私は他のことを何も考えることができないほどです¹⁷⁴⁾。」この〈憲法遊び〉とは、具体的には、当時かなり広汎な保守的貴族層をとらえていた制限王制・立憲制への渴望のことであり、これは、専制政府の官僚による、農奴解放を始とする貴族の特権の削減に対する保守的貴族層の対応という性格をもっていた¹⁷⁵⁾。19世紀のロシア史をみると、アレクサンドル1世以来開明派の官僚や自由主義者の間には、貴族の政治参与がむしろ改革をおくらせることを恐れて、ロシアの近代化の指導力として専制を擁護する傾向が認められる。これはある意味で、“despotisme éclairé”, “despotisme légal” を理想とした18世紀フランスの重農主義者、政治家としてはテュルゴなどを想わせるものがある¹⁷⁶⁾が、この貴族に対する不信と国家権力の賢明な指導性への期待が、19世紀中葉の代表的な自由主義者たるカヴェーリン、チチエーリンの国家理論的ロシア史解釈の心理的一要因であった、と私は今のところ考えている。ロシアの地主貴族に対する不信という点では、同じ国家学派のソロヴィヨフも、クリミア敗戦後のロシアの世論について、次のように述べていた。「今や、意見を表明し、告発するのが、危険ではなかった。弾劾のための文献が一勢にしゃべり始め、現れ始め、そこから、拒否という有害な習慣が強まった。この拒否たるや、未発達な民衆と、それから特に、何もせずに他人の労働で生活することになれていたロシアの貴族的領主層の、ものぐさな性格に最も適した、極めてたやすい事柄であった¹⁷⁷⁾。」しかしアレクサンドル2世の政府の改革事業にも、ソロヴィヨフは不信感をもっていた。「改造は、ピョートル大帝のような君主によってうまいぐあいに運ばれるのであって、ルイ16世やアレクサンドル2世のような君主がこれをやるとすれば、不幸なことだ。ピョートル大帝のような改造者は、非常にけわしい下り坂でも手綱をしっかりにぎっており、車は危険がない。しかし、第二の型の改造者たちは、手綱を引きしめる力もないのに、馬を山からかけ足で走らせ、車は何時転落するかわからない¹⁷⁸⁾。」アレクサンドル2世に対するソロヴィヨフのこの不信は、皇帝の弱さが当時(60年代)の社会思想と社会運動の急進化をもたらした、という認識に由来し、〈プロレタリアートという怪物¹⁷⁹⁾〉に対する恐怖がこれを支えていた。改革によるプロレタリアの増加と社会主義思想の普及への恐怖は、チチエーリン、カヴェーリンにも共通しており¹⁸⁰⁾、この民衆不信が、貴族不信と並んで、議会政治を将来の課題とみる彼等の政治的漸進主義、強力な政府への期待の原因をなしていた、と考えられる。19世紀中葉の自由主義者のこの漸進主義と第1革命期におけるミリュコーフのある意味での急進主義¹⁸¹⁾の違いについては、大改革以後のロシア社会の大きな変

174) Письма К. Д. Кавелина и И. С. Тургенева к А. И. Герцену, Женева, 1892, стр. 47, 48—Н. Г. Сладкиевич, Очерки общественной мысли России в конце 50-х—начале 60-х годов XIX века, Ленинград, 1962, стр. 110, 111 所引。

175) これについては、上の注の Сладкиевич の研究の他、H. Neubauer, Die Bauernreform Alexanders II als Ausgangspunkt adliger Konstitutionsbestrebungen (Jahrbücher für Geschichte Osteuropas, Bd. IV, H. 2—1956) が参照されるべきである。

176) Vg. F. Hartung, Der aufgeklärte Absolutismus (Historische Zeitschrift, Bd. 180, 1955) S. 16, 18-19.

177) Соловьев, Записки, стр. 173—Grothusen, a. a. O., S. 89 所引。

178) Соловьев, Записки, стр. 168—Очерки истории исторической науки СССР, I, стр. 360 所引。

179) Соловьев, Соч., стр. 771.

180) Vg. Grothusen, a. a. O., S. 119-20, 149-51.

181) Cf. M. Karpovich, “Two Types of Russian Liberalism: Maklakov and Miliukov”——Continuity and Change in Russian and Soviet Thought, Edited by E. J. Simmons, 1955.

鳥山成人

化ということの他にも、なお考慮すべきいくつかのファクターがあるが、この点の考察は、本稿の課題を大きく越えることになるので、割愛する。

〔附記〕 本稿は昭和42年度文部省科学研究費による研究成果の一部である。

P. Miliukov and “Juridical School”

Shigeto TORIYAMA

Taking the focus upon P. Miliukov's *Outlines of Russian Cultural History, Part I*, the present author tries to make clear how Miliukov inherited, modified and developed the basic points of view of the *Juridical School* (Solov'ev, Kavelin, Chicherin). The author's main effort is to show the following two points :

(1) Against the old-fashioned philosophical and juridical concepts of *the Juridical School*, Miliukov adopted the sociological interpretation of history.

(2) Among the scholars of *the Juridical School*, Miliukov inherited from Chicherin most, who had attached much importance to the rôle of the conquest in the formation of the Kievan Russia and to that of the Tartar for the formation of the tsarism, while Solov'ev and others had emphasized the organic development of the Russian history.